

【事件名】

日本経済新聞社（記者 HP）事件（懲戒処分無効確認等請求控訴事件）・東京高裁平 14.9.24 判決

【掲載文献】

労働判例 844 号 87 頁

【当事者】

控訴人（一審原告）：被控訴人を退職した新聞記者 X（通報者）

被控訴人（一審被告）：大手新聞社 Y

【事案の概要】

Y の編集記者であった X が、個人用ホームページ上に、取材先の実名や役職名を記載したこと、夕刊の締切時刻を明らかにする記載を行ったこと、会社を公然と批判する内容の記載を行ったことを理由として出勤停止処分（14 日間）を受けたことにつき、これらの処分の無効を訴え、処分の無効の確認、出勤停止期間中の不払い賃金の支払、慰謝料の支払の請求をした事案。

なお、通報についての評価については、一審判決（裁判例 60：日本経済新聞社（記者 HP）事件（懲戒処分無効確認等請求事件）・東京地裁平 14.3.25 判決）の判断が維持され、懲戒処分（出勤停止）は有効としている。

【主文趣旨】

懲戒処分（14 日間の出勤停止）は有効。

【判旨】

「取材源や具体的な取材の過程を公表することにより、実際問題として被控訴人の今後の円滑な取材活動が妨げられるなど、被控訴人の業務に支障が出るおそれがある以上、その公表は、雇用者である被控訴人の判断に委ねられるべきであり、控訴人が、一般論として被控訴人の悪しき慣行を批判することは言論の自由として許されるとしても、従業員である控訴人の一方的な判断で、控訴人が被控訴人の新聞記者として行った具体的な取材の過程や取材源を被控訴人の了解もなく個人的に公表することが許されないことは明らかであって、それが被控訴人の経営、編集方針でもあることは、控訴人が公開している文章の問題点を上司から指摘され、ホームページの閉鎖を求められたことから容易に認識できたというべきである…。」

「そして、上司によるホームページの全面的な公開禁止が行き過ぎた指示であったとし

ても、控訴人が自らの判断でこれを再開するに当たり、少なくとも問題点を指摘された文章を削除するなどの措置を講ずることは容易に可能であったにもかかわらず、控訴人は、被控訴人の了解を得ないままホームページの公開を再開し、問題点を指摘された文章を削除したり、修正を加えたりすることもなくそのまま再掲したばかりか、その後も、取材の過程や取材源を公表する記述を含んだ新たな文章を公開したのであるから、被控訴人の就業規則33条1号によって従業員が遵守すべきこととされている「会社の経営方針あるいは編集方針を害するような行為をしないこと」に故意に反したものであるというほかない。」

「そればかりか、控訴人の「捏造記事」と題する文章は、記者である控訴人自身が自らの記事の一部（取材対象者の名前）に創作があったことを吐露したものであり、それ自体は些細なことであっても、被控訴人の記事には記者によって創作された部分が日常的にあるのではないかとの不信感を広く読者に与えかねないものであり、これをホームページに掲載することが同号に反することも明白であり、また、「悪魔との契約1ないし4」と題する文章は、被控訴人を「悪魔」あるいは「屍姦症的性格を帯びた邪悪な企業」と呼称するものであり、被控訴人のマスコミとしての信用を害するものであって、同就業規則35条2号において、「会社の秩序風紀を正しくよくしていくために」遵守すべきとされている「流言してはならない。」に反するものであるというほかないから、控訴人には同就業規則71条1号所定の懲戒処分事由（就業規則違反）があり、その内容に鑑みれば、14日間の出勤停止処分である本件懲戒処分が不相当であるということもできない。」

「本件控訴は理由がないからこれを棄却する…。」

【事件名】

西尾家具工芸社事件（退職金等請求事件）・大阪地裁平 14.7.5 判決

【掲載文献】

労働判例 833 号 36 頁，労働経済判例速報 1818 号 8 頁

【当事者】

原告：被告を懲戒解雇された従業員 X（通報者）

被告：家具の製造販売を業とする株式会社 Y

【事案の概要】

Y の経理課長の地位にあった X が，会社の経営悪化を示す財務資料を無断で作成・配布したことを理由に，秘密保持義務違反に該当するとして懲戒解雇されたことに対し，懲戒解雇事由が存在せず懲戒解雇は無効であるとして，退職金等の支払いを請求した事案。

【主文趣旨】

懲戒解雇は無効。退職金等の支払い請求を認容。

・被告は，原告に対し，100 万円及びその利息を支払え。

【判旨】

1. 通報事実の秘密性

「原告を含む被告従業員の有志は，被告の経営状況を懸念し，自主的に再建策を検討する会合を予定していたところ，被告から再建策を策定するように指示され，同指示に基づき再建策を作成し，2 度にわたってこれを検討する会議を開催し，その際，出席者である課長職以上の従業員に対して，原告が作成した上記再建策のほか，被告の決算関係の書類，資金繰表を配布したこと，上記決算関係の書類は 3 期連続事業別損益計算書で，株主や民間機関に対して開示されており，したがって，被告以外の第三者もその内容を十分知りうる可能性のある性質のものであることが認められるのであり，原告は，被告の指示に従って再建策を作成し，これにより検討を行っていたに過ぎないものであって，こうした原告の行為が懲戒解雇事由に該当するということとはできない。」

「確かに，当時原告が作成した資金繰表と後日になって被告が作成した資金繰表記載の数字には違いがあるが…原告作成の資金繰表記載の数字との齟齬が原告の作為によるものであると認めるに足る証拠はないし，そもそも原告がことさら虚偽の資金繰表を被告の従業員に対して配布しなければならないような事情を認めるに足る証拠も全くない。そして，被告が，第 1 回検討会議及び第 2 回検討会議の際に即座に回収を命じていないこと

からすれば、これが特段秘密資料であったと認めることもできない。」

「被告の経営状況については、民間調査機関を通じて得意先や金融機関等が知ることは十分可能であり…被告が取引先との取引を失ったことが認められるものの、これらがすべて原告の行為によるものであると認めるに足りる証拠はない…。」

「以上によれば、本件懲戒解雇は、懲戒解雇該当事由が認められず、したがって解雇権の濫用といわざるを得ないから無効というべきである。」

2. 慰謝料請求権の有無

「通知書には、原告の行為が刑法に触れる旨の記載があり、また、本件経緯をみれば、被告は自ら再建案を指示しておきながら、後日になってこれを否定し、取引先との取引停止や他の従業員の退職の原因ないし責任がすべて原告にあるとするなどしており、こうした被告の行為は不法行為にあたり、原告はこれにより精神的損害を被ったといえる。もっとも、退職金の支給を受けられなかった点については退職金の支給を受けることにより慰謝されるものといえる。したがって、慰謝料としては70万円の限度で認めるのが相当である。」

【事件名】

甲社（２ちゃんねる書込み）事件（損害賠償請求事件）・東京地裁平 14.9.2 判決

【掲載文献】

労働判例（ダイジェスト）834 号 86 頁

【当事者】

原告：貨物の運送等を業とする株式会社 Y1，取締役 Y2，同 Y3

被告：原告の従業員 X ら（通報者）

【事案の概要】

Y1 で運送業務に従事していた X が、平成 13 年 10 月、インターネット上の掲示板ホームページ「2 ちゃんねる」に、「不当解雇」というスレッドを作成し、書込みをしたところ、取締役である Y2 らについて虚偽の事実を摘示し、原告会社 Y1 の営業上の信用及び名誉、並びに Y2 らの名誉を著しく毀損したとして、Y1 らが損害賠償を請求した事案。

【主文趣旨】

損害賠償請求を認容

【判旨】

1. 本件書き込みが X1 らの名誉、信用を毀損する不法行為か。

「（１）前判示のとおり、被告 Y が、インターネット上の掲示板 2 ちゃんねるに、本件書き込みを行ったことが認められるところ、インターネットを利用する一般の閲覧者の視点からすると、本件書き込みは、閲覧者に対し、被告会社が従業員である運転手に休日を与えず、睡眠時間平均 3，4 時間で長時間酷使し、低額の賃金しか支払わず、従業員の生き方を強制的に変えるようなセミナーへの参加を求めるなど理不尽な要求をした上、従わないときは解雇するような会社である、その経営者である X2 も、その資質に問題がある上、前記のような研修への参加を強要し、それに従わない者は解雇するような者であり、X3 は、従業員を人間として尊重せず不合理な服従を強いるような人物であって、いずれも、経営者として不適格であるかのような印象を与えるものであることが認められる。」

「そうすると、被告 Y が、インターネット上に本件書き込みを行った結果、原告らの名誉、信用等について社会から受ける客観的評価が低下したことは明らかであり、原告会社の信用及び名誉並びに原告 X2 及び同 X3 の名誉が毀損されたと認められ、被告 Y の前記行為は、不法行為に当たると解すべきである。」

「（２）被告らは、被告 Y が、原告らの名誉及び信用を毀損する目的で本件書き込みを行

ったものではない旨主張し、被告 Y はこれに沿うかのような供述をし、不法行為の成立を争う。」

「しかしながら、名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、当該行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であると証明されるか、その事実が真実であると信じるについて相当な理由があるなどの事由が主張立証されない限り、仮にその表現が名誉毀損目的で行われたものでなかったとしても違法性を欠くものとはいえず名誉毀損の不法行為の成立を妨げるものではない。そして、本件において前記の事由の主張立証はないのであるから、被告 Y の前記行為は不法行為に当たるものというべきであり、被告らの主張は採用できない。」

2. 原告らの被った損害の額

「原告らの被った損害について検討すると、本件書き込みは、1、(1) 判示のとおり、原告らの社会的評価を低下させるもので、その信用、名誉を毀損するものであり、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件書き込みが行われたのはインターネットの掲示板という、不特定多数の人間が閲覧する可能性がある場所であり、また、インターネット上では、情報の伝達が容易かつ即時に行われ、その伝播力は大きいため、文書等に比して、原告らの名誉、信用をより大きく損なう危険性を有していることが認められる。しかも、原告会社の住所やホームページアドレスも本件掲示板に公開したために、原告会社に対して本件書き込みを読んだと推測される第三者からいたずらメールが送信されたり、実際に原告会社内においても、原告 X2 及び同 X3 と従業員との関係に悪影響が生じるなどの事態が発生したことが認められる。」

「他方、本件書き込みを実際にどの程度の人間が見たかは不明であり、実際にどの程度伝播したかは明らかではない上、インターネット上の掲示板においては、意見表明の容易さ、匿名性が相まって、信用性の乏しい情報も少なからず見受けられる。そして、原告 X2 及び同 X3 については、その名誉毀損部分は、原告会社の経営上の不適切な言動など原告会社の経営者としての名誉を毀損されたのであるから、原告会社についての損害の賠償を認めることにより、その被害は相当程度回復されるものと認められる。」

「以上本件に現れた全事情を総合考慮すると、原告会社が本件によって被った損害を 100 万円、原告 X2 及び同 X3 の被った損害を各 30 万円と認めるのが相当である。」

【事件名】

杉本石油ガス（退職金）事件（退職金等請求事件）・東京地裁平 14.10.18 判決

【掲載文献】

労働判例 837 号 11 頁

【当事者】

原告：被告を退職した労働者X（通報者）

被告：石油ガスの配送等を業とする株式会社Y

【事案の概要】

Yを退職したXが、①Yの労組又は支部がYの顧客に対してYの米の販売方法を告発する文書を配布した際に、当時Yに在籍する従業員であったXが、封書の宛名書きをしたこと、②労組が行ったYの社長の自宅前などで行った社長を非難する旨の集会に参加したこと、を理由に、退職金を支給されなかったことに対し、退職金及び不法行為に基づく慰謝料の支払を求めた事案。

【主文趣旨】

退職金の請求権を認容。

・被告は、原告に対し、279万円及びその利息を支払え。

【判旨】

1. 退職金不支給の当否について

「退職金規定において所定の事由が認められる場合に退職金を不支給にする旨の条項がある場合に、当該条項に基づき退職金を不支給にすることができるのは、退職者において、所定事由に該当する行為があったことに加え、これが永年の勤続の功を抹消するほどの背信行為であることを要するというべきである。」

2. 本件行為1（米の販売方法の告発）について（通報内容の真実性・手段の相当性）

「東部労組又は支部は、従業員の労働条件等に関する被告の対応を常々問題視していたところ、支部執行部は、平成12年12月…に被告の米の販売方法を告発する文書を顧客に配布する方針を立てたこと…同月21日、取締役丙川三郎に対し、本件文書を示した上で、同月25日までに冬季賞与の額を上積みする旨の回答がなければ、本件文書を顧客に郵送すると伝えたが、被告からこれに応じるような回答がなかったこと、そこで、支部執行部は、本件文書を顧客に送付することにし、支部組合員で分担して、平成13年1月5

日までに本件文書を送付する封筒の宛名書きをすることにし、同日ころ、被告のダイレクトメールの顧客約1300名に本件文書を郵送し…その後間もなく、顧客から被告に米の販売方法について問合せ、苦情等が来るようになり、被告が顧客に電話をして、事情を説明し、再度購入を勧める等の対応に迫われたこと、被告の平成13年度におけるダイレクトメールの顧客に対する米の売上げ額が平成12度より減少していることが認められる。」

「これらの事実及び本件文書の内容に照らすと、支部がした本件文書の送付は、被告が行う米の販売業務に少なからず支障を来したものであり、組合活動の一環として行ったものであることを考慮しても、手段の相当性において問題があるといえる。」

「しかし…被告は、平成8年から米の販売を開始し、農家から直接購入した上質の米である旨宣伝していたこと、平成10年には新米と古米を混ぜて販売するようになり、平成10年2月3日、支部との団体交渉において、支部からこのような混合米の販売を止めるよう要望されたのに対し、乙山社長が「古米を混ぜるのは、どこの米屋もやっていること。たいしたことではない。」旨述べたこと、被告は、乙山社長が作成した精米指示票により、平成12年9月22日から同月28日までの間、同年収穫の新潟県の中魚沼郡川西町で生産される川西米と、平成11年収穫の川西町産のカルゲン米（カルシウムを含むもの）を、概ね前者3ないし4、後者1の割合で混ぜて、合計1572キログラムを精米するよう指示して、その後、川西米100パーセントと表示して販売（する等し、）…平成12年10月7日から平成12年11月30日までの間、平成12年収穫の日吉米等と筑波米を、概ね前者3、後者1の割合で混ぜて、合計6115キログラムを精米するよう指示し、その後、日吉米100パーセントと表示して販売したこと、被告が分会執行部から本件文書を示された平成12年12月21日ころ以降、上記のような混合米の販売を止めたことが認められる。」

「これらの事実によれば、被告は、本件文書が顧客に送付される直前まで、川西米又は日吉米の新米と古米を混ぜたものや、日吉米100パーセントと表示した米に茨城米を混ぜたものを販売していたといえる。」

「そして、一般に、消費者が米を購入する際に、新米であるか否か、2種類以上の米を混合したものであるか否かを重要な判断事項にしていること…を併せ考えると、上記…行為は、いずれも商品の品質として表示すべき重要事項について、実際と異なる表示をしたか、又は購買者の多くが実際と異なるものと理解するような表示をして販売したものといえる。」

「したがって、上記…の米の販売行為は、不正行為であり、顧客に対する背信行為であるといわざるを得ない。」

「以上によれば、本件文書の内容は、被告が、魚沼米又は多古米に古米を混ぜたもの、及び多古米100パーセントと表示した米に茨城米を混ぜたものを販売し、顧客をだまし続けているという主要な点において真実というべきである。」

「したがって、被告の従業員が、被告による米の不正な販売を告発する目的に基づき、

本件文書を顧客に送付する行為に關与すること自体は、相応の理由があるものといえる。」

「原告は…執行役員になったことはなく、平組合員の範囲を超えるような組合活動をしていなかったこと、本件行為…については、平成12年12月20日の支部の全体会議において、支部の組合活動として米の不正販売を告発する等の説明を受け、同月31日ころ、支部副委員長（当時）Cから本件文書の送付につき封筒約70ないし80通の宛名書きをするように依頼され、平成13年1月5日、支部組合員に宛名書きをした封筒約30通を交付したことが認められる。」

「これらの事実によれば、本件行為…は、被告による米の不正な販売を告発する等の目的に基づくものである上、支部がした本件文書の送付行為の一部につき補助的な役割をしたにすぎないものといえる。」

「以上…を総合すると、本件行為…は、被告に対する永年の勤続の功を抹消するほどの背信行為であるということとはできない。」

3. 本件行為2（社長を非難する集会）について

「平成13年5月1日から同月25日まで4回にわたり、乙山社長の自宅前において、同月29日から原告の退職前である同年7月27日まで7回にわたり、被告本社前において、同年5月28日、29日、同年8月3日、同月29日、被告が融資を受けている金融機関の建物前において、それぞれ東部労組又は支部の関係者数十名が被告本社前で横断幕を掲げ、拡声器等を用いて演説をした上、シュプレヒコールを繰り返したこと、上記被告本社前における集会の際に、東部労組又は支部の関係者が、米の販売方法や、被告が支部執行委員長A及び支部執行委員Bにした解雇について、時には激しい表現を用いながら抗議する発言をしたこと、上記金融機関の建物前の集会の際に、関係者が建物前で通行人にビラを配り、東部労組又は支部の代表者3、4名が、金融機関建物内に入り、米の販売方法、上記各解雇に関する見解及び今後の対応について回答するよう求める旨の要請書を交付しようとし、特に8月3日、T銀行新小岩支店において、集会参加者5、6名が、店内に入り、支店担当者から退去するよう求められてもこれに応じず、カメラで店内を撮影する等したこと、8月28日、東部労組又は支部の代表者4名が、同支店から無礼な態度をとられたとして、T銀行本店総務部を訪れ、被告に是正指導するよう求めるとともに、今後の対応次第では再要請やU F Jグループ企業への要請も辞さない等と発言したことが認められる。」

「これらの事実によれば、組合及び支部が行った集会又は要請行動等は、労働組合の活動の一環として行ったものであることを考慮しても、手段、態様の相当性において問題がないとはいえない。」

「しかし…上記の集会又は要請行動等の主な内容は、被告による米の不正な販売を告発し、支部執行役員2名に対する解雇の撤回を要請したものであるところ…米の販売行為が、不正行為であり、顧客に対する背信行為であるといわざるを得ないこと、上記解雇の撤回

を要請した方法が威圧的又は強制にわたるものとまではいい難いものであることを考えると、支部組合員が、組合活動の一環として、支部の方針に従って、これらの集会又は要請行動等に参加すること自体は、被告に対する背信行為であるとまではいえない。」

「そして…原告は、支部の平組合員として、東部労組又は支部の方針に従って、上記アの集会に数回参加し、旗持ちやシュプレヒコールをする等の言動をとったことは認められるが、原告がこれらにおいて主導的な役割をしたことを認めるに足りる証拠はない。」

「そうすると、本件行為2は、被告に対する永年の勤続の功を抹消するほどの背信行為であるということとはできない。」

4. 結論

「以上によれば、本件各行為は、いずれも退職金不支給の理由として相当性を欠くから、これを理由として退職金不支給とすることは認められない。原告は被告に対し、退職金支給を求める権利を有する。」

【事件名】

日本ビー・ケミカル事件（従業員地位確認請求事件）・大阪地裁平 14.11.29 判決

【掲載文献】

労働経済判例速報 1843 号 3 頁

【当事者】

原告：被告を普通解雇された従業員 X（通報者）

被告：塗料の製造・販売を目的とする株式会社 Y

【事案の概要】

Y に在籍する従業員であった X が、親会社および関連会社の取締役、代表取締役社長を誹謗・中傷する書面・メールを送付したり、社長を退任させるよう画策をしたりしたことを理由に普通解雇されたことに対し、解雇事由を欠くものであり、かつ、解雇権の濫用に当たるから無効であるとして、雇用契約に基づく権利を有する地位にあることの確認および解雇後の各月の賃金の支払を求めた事案。

【主文趣旨】

解雇は有効

・原告の請求を棄却する。

【判旨】

「原告は、被告会社の親会社である N ペイントの常務取締役 R、専務取締役 W、専務取締役 F、取締役 C や N ペイント自動車塗料事業本部企画部長 D、被告会社の専務取締役 B や常務執行役員（専務取締役） U、被告会社の取引先である T 自動車株式会社…の J に対して被告会社代表取締役社長である K を誹謗・中傷する書面・メールを送付したり、K を退任させるよう画策をし、これに関連して被告会社経営管理チームリーダー G に対して警告を発し、あるいは、同僚に対して被告会社役員を批判するメールを送付したりしたため、被告会社から二度にわたり警告を受けたにもかかわらず、その後も前記認定のとおりの一連の行為を継続したのであり、このような事実は、就業規則（の普通解雇事由）に該当するといわなければならない。」

「原告は、メールの内容には事実の歪曲や虚偽の事実はないと主張しているところ…原告のメールには、M 社の発展のためには原告が必要であり、R 社や M 社が原告の転出について再考を求めている旨、原告の転出について R 社のトップが理解・納得できる理由がないため少し感情的にも問題が発生している旨、M 社が K の諸提案をほとんど拒否している

旨、近々M社やR社から原告人事の撤回の要望が出される旨、平成一三年二月二七日ころ原告に到着した被告会社代理人弁護士からの書面には、被告会社に継続勤務するのであれば三月末に厳しい内容の処置が待っている旨、Kが平成一三年六月一日の株主総会で解任される旨、BはKほど実力がいないため二年一期で社長交替の可能性が高い旨などが記載されている。」

「しかし…原告の処遇について、被告会社はR社の了解を得ていること、被告会社代理人弁護士からの前記書面には、平成一三年三月末に爾後の配置及び業務を含む処遇を指示するとの記載があるにとどまること、Kは解任ではなく任期満了により取締役を退任したことがそれぞれ認められ、また、原告の人事異動後、M社において問題が発生したとの事実、Kの提案がM社により拒否されたとの事実、原告の人事についてR社やM社から撤回の要望が出されたとの事実などを認めるに足りる的確な証拠はなく、Bが二年一期で社長を退任する可能性を客観的に裏付ける証拠も見当たらないことからすると、原告のメールには事実と反する点や憶測が含まれているといわなければならない。」

「また、被告会社経営陣の行為を批判するとしても、社会通念上、その表現方法には自ずから制約があるのであって、…（K、B）両名について「馬鹿者二人」、「一心同体の貉」、「例の二匹の貉」…など、被告会社について「薄汚いNBCのDNA因子？」など、前記メールの表現方法は甚だ不穏当なものであるといわざるを得ない。」

「前記認定の個々のメールの内容・表現などをみると、当時被告会社代表取締役社長であったKらを誹謗・中傷するものであって、職務熱心から出た被告会社に対する提言・要望であるとは評価し得ないものが多数存在するばかりでなく、原告はKを退任させようとする一方で、自分が常務執行役員や取締役に選任されるよう画策していたことからすると、原告の一連の言動が被告会社のためにする建設的な提言であるとも認められない。」

「そして、ほかに本件解雇が解雇権の濫用に当たるとすべきほどの事情を認めるに足りる証拠はないから、原告の解雇権濫用の主張は採用することができない。」

【事件名】

いずみ市民生協事件（損害賠償請求事件）・大阪地裁堺支部平 15.6.18 判決

【掲載文献】

判例タイムズ 1136 号 265 頁，労働判例 855 号 22 頁

【当事者】

原告：生活協同組合を懲戒解雇された従業員 X ら（通報者）

被告：生活協同組合の（元）副理事長 Y1 および（元）専務理事 Y2

【事案の概要】

生活協同組合の従業員である X らが、組合の実質的支配者であった Y1 及びそれに次ぐ地位の理事であった Y2 が組合を私物化している、との内容の批判文書を 500 名以上の総代等に配布したことに対し、①虚偽の風説を流布する等の行為、②資料の複写、持出し行為等を主要な理由として懲戒解雇がなされたこと、また、自宅待機・配置転換等がなされたことに対して、これらの処分等は違法であり不法行為を構成する等として、慰謝料請求がなされた事案。

なお、懲戒解雇に関しては、平成 11 年に X らの地位保全等を認める仮処分決定がなされ、生協は懲戒解雇を撤回し、X らを職場復帰させている。

【主文趣旨】

原告の損害賠償（慰謝料）請求を認容

【判旨】

1. 判断枠組み

「本件のようないわゆる内部告発においては、これが虚偽事実により占められているなど、その内容が不当である場合には、内部告発の対象となった組織体等の名誉、信用等に大きな打撃を与える危険性がある一方、これが真実を含む場合には、そうした組織体等の運営方法等の改善の契機ともなりうるものであること、内部告発を行う者の人格権ないしは人格的利益や表現の自由等との調整の必要も存することなどからすれば、内部告発の内容の根幹的部分が真実ないしは内部告発者において真実と信じるについて相当な理由があるか、内部告発の目的が公益性を有するか、内部告発の内容自体の当該組織体等にとっての重要性、内部告発の手段・方法の相当性等を総合的に考慮して、当該内部告発が正当と認められた場合には、当該組織体等としては、内部告発者に対し、当該内部告発により、仮に名誉、信用等を毀損されたとしても、これを理由として懲戒解雇をすることは許され

ないものと解するのが相当である。」

2. 通報内容の真実性

「本件内部告発文書等においては、…被告Y1の私物化の例示として種々の事項が記載され、さらに、総括的に、背任、横領が存在する旨記載されている。」

「(いずみ生協の経費を用いて、身の回りの品々を揃えたり、海外旅行に行ったり、桜ヶ丘ホスピタルに入院する等の)私物化の事実のみならず、狭山研修寮、ゴルフ会員権、ゴルフを伴う渉外活動、ハワイのコンドミニアムのいずれについてもこれらに関する私物化の事実につき、真実であるか少なくとも原告らが真実と信じるについて相当な理由があったと解すべき…である。」

「(被告Y1の)その行為の内容を見るのに…これらについては、自己若しくは第三者の利益を図って、いずみ生協の代表権を有する理事としての任務に背いた行為をして、いずみ生協に財産上の損害を与えたもの、すなわち背任行為に及んだものと受け取られても仕方がないものと考えられる。」

「また、上記各いずみ生協からの支出について…業務上横領を行ったものとの受け取り方もあり得る。」

「したがって…原告らが被告Y1について、背任、横領があったものと信じるについて相当の理由があったと解するべきである。なお、被告Y2についても…被告Y1の私物化に寄与し、背任、横領を共謀ないし加功したことにつき、少なくとも原告らにおいて真実であると信じるについて相当な理由があるというべきである。」

3. 通報の目的

「本件内部告発がその内容とするところは…いずみ生協の運営における最高責任者にして最高実力者であった被告Y1による、いずみ生協の資産の私物化、公私混同の事実があり、それを可能にしている…被告Y1及び同Y2によるいずみ生協の支配…をはねのけて不正を正し、いずみ生協を組合員の手に取り戻すべきであるとするものと認められる。」

「いずみ生協は…消費生活協同組合法に基づき設立された生活協同組合であり、組合員の出資を得て、物資の共同購入や生活及び文化の向上を図る等の目的を有するものである。しかも、いずみ生協は…巨大な組織であって、その公共性は高い。」

「そして…本件内部告発文書等に記載の事項の根幹部分においては、真実であるか、真実であると信じるにつき相当な理由があると認められ、かつ、実際に、本件内部告発後、いずみ生協…の運営等において一定の改善がなされている。」

「さらに、原告らは、本件内部告発の目的につき、総代にいずみ生協における被告Y1らの不正の実態を知らしめて、これを止めさせ、いずみ生協の運営等の改善を図ることが目的であった旨述べているところである。」

「これらからすれば、本件内部告発の目的は、専ら、公共性の高いいずみ生協における

不正の打破や運営等の改善にあったものと推認される。」

「そうすると、本件内部告発の目的は、極めて正当なものであったと言うべきである。」

4. 通報の手続（内部努力）

（１）内部告発文書等が匿名の文書である点について

「本件内部告発文書等が匿名の文書である点については…告発された側としては、その告発内容の真偽の確認が困難である場合があり得ることから、一方的に被告発者が名誉や信用等に回復不可能な損害を被る危険性があることは否定できない。」

「しかしながら、本件内部告発の内容が…いずみ生協の実質的な最高責任者かつ最高実力者の地位にある被告 Y 1 による公私混同や私物化を問題とするものであり…このような告発の対象や内容に照らせば、もし、氏名を明らかにして告発を行えば、被告らによる弾圧や処分を受けることは容易に想像され…本件内部告発前にも、被告らが批判を許さない態度を示していたことも考えると…匿名による告発もやむを得なかったと言うべきである。」

（２）総代会の直前に総代等に対して郵送された点について

「本件内部告発文書等が、総代会の直前になって総代等に対して郵送されたことで…総代会が混乱する危険があったことは否定し難い。」

「しかしながら、総代会はいずみ生協内部の機関であり、最高議決機関であるから、業務執行権を有する被告らに期待できない場合、総代会に問題提起をするのは、告発による自浄作用を期待する点からみても、むしろ当然であり、この点が相当性を欠くとは言えない。」

「そして、最高責任者の不正行為を正すためには、多少の混乱は避け難いのであり、そうであっても内部告発により不正が正されれば、いずみ生協にとって、内部告発がなされない場合よりも遥かに大きな利益をもたらすべきものであるから、多少の混乱を伴うべきことをもってその手段、方法を不相当とは言えない。」

「本件内部告発の内容は、その摘示した事実につき、私物化等根幹的部分で真実又は真実と信じるにつき相当な理由があることは前述したとおりである。もっとも…多少不正確な部分があり、また、表現に誇張が見られること…といった問題点がなくはない。しかし…上記問題点を含みながらも、本件内部告発が重要な事実を含み、概ね真実と信じるべき根拠があって、その内容自体いずみ生協にとって看過すべからざる問題ばかりを取り上げているのであるから、その内容は、全体として不相当なものとは言えない。」

（３）証拠の確保

「原告らが業務中にいずみ生協内部の資料を…他の職員の私物からを含め無断で持ち出し、これをもとに本件内部告発が行われたという点については…相当性を欠く面があることは否定し難い。」

「もっとも、本件内部告発において用いられた一手段が不相当であったとしても場合に

より個別の行為について何らかの処分に問われることは格別、本件内部告発全体が直ちに不相当なものになると解すべきではなく、本件内部告発の目的や、内容、とられた種々の手段等を総合的に判断してそれが正当かどうかを判断すべきと解される。」

「そして、いずみ生協が管理する多種の文書を無断で複写して持ち出した点は、本件のような内部告発を行うためにはこうした行為が不可欠ともいうべきである一方、持ち出した文書の財産的価値自体はさほど高いものではなく、しかも、原本を取得するものではないから、いずみ生協に直ちに被害を及ぼすものでもない。したがって、いずみ生協を害する目的で用いたり、不用意にその内容を漏洩したりしない限りは、いずみ生協に受忍できない損害を与えるとも言い難いから、本件内部告発自体を不相当とまでは言えないものと解すべきである。」

5. 通報についての判断

「以上の検討に照らし、本件内部告発の正当性の有無につき見るに、本件内部告発の内容は…公共性の高いいずみ生協内部における…不正を明らかにするものであり…重要なものである…こと、本件内部告発の内容の根幹的部分は真実ないしは少なくとも原告らにおいて真実と信じるにつき相当な理由があるというべきであること、本件内部告発の目的は高い公益目的に出たものであること、本件内部告発の方法も正当であり、内容は、全体として不相当とは言えないこと、手段においては、相当性を欠く点が…あるものの、全体としてそれ程著しいものではないこと、現実には本件内部告発以後、いずみ生協において、告発内容に関連する事項等について一定程度の改善がなされており、いずみ生協にとっても極めて有益なものであったと解されることなどを総合的に考慮すると、本件内部告発は、正当なものであったと認めるべきである。」

「したがって、いずみ生協は、本件内部告発につき、虚偽の風説を流布したなどとして、これを理由に原告X1及び同X3を懲戒解雇することは許されないものというべきである。」

6. 原告に対する不利益な取扱い等について

(1) 懲戒解雇の効力及び違法性

「原告X1の解雇事由（資料の無断複写等）は、正当性が認められる本件内部告発に不可欠の手段であって、本件内部告発がいずみ生協にとっても極めて有益なものであったことからすれば、実質的に見て懲戒解雇にまで値するとは解し得ないと言わなければならない。」

「さらに…本件懲戒解雇が…本件内部告発からわずか一〇日後になされたものであり…原告らをいずみ生協から排除するに急であったと評価できること、かつ…本件内部告発の内容及びそれに関連する事項自体についても懲戒解雇事由とされて、本件内部告発を契機とし、かつ主要な理由として本件懲戒解雇がなされたことが強く窺われること、…十分に

つ慎重な調査の結果の解雇とは解し難いこと…などからすれば、本件懲戒解雇は、本件内部告発に対する報復目的によるものと認められるというべきである。」

「そうすると、これらの諸事情を総合的に考慮するとき、原告X 1 及び同X 3 に対する本件懲戒解雇は、いずれも懲戒権の濫用であって許されず、無効であるとともに、不当に原告X 1 及びX 3 の雇用契約上の権利及び職業生活上の利益を侵害するものであって、違法であったと言うべきである。」

(2) 被告Y1 及びY2 の不法行為責任について

「まさに被告Y 1 こそが人事を含むいずみ生協の組織・運営における中心人物であり、その影響力には多大なものがあったと解される。」

「被告Y 2 は、被告Y 1 の意向に極めて忠実であり、かつ本件内部告発の対象とされた点でこれを押さえ込み報復する点で利害を共通にしていたところ、被告Y 1 は、同人退任後においても、いずみ生協において最高実力者として残した被告Y 2 に対し、自らの影響力を利用して、原告X 1 及び同X 2 に対する解雇を示唆してその意を受けさせ、よって、被告Y 2 と共謀の上、被告Y 2 をして本件内部告発に対する報復として、本件懲戒解雇を行わせたものと認められる。」

「よって、本件懲戒解雇につき、被告らそれぞれに原告X 1 及び同X 2 に対する不法行為が成立し、それらは共同不法行為となる。」

(3) 名誉毀損の成否等について

「(被告Y 2 の発言は、) 本件内部告発は正当なものであったのに、それを不当な攻撃の意図の下、不当な攻撃をしたとの事実を摘示するものであるから…本件内部告発の実行者である原告ら三名の名誉を毀損するものであるといえる。」

「そうすると、上記発言を行った被告Y 2 は、原告ら…に対し、不法行為責任を負うというべきである。」

(4) 出勤停止、自宅待機命令等の違法性について

「…自宅待機命令等を発する相当な理由が認められないなど業務命令権の濫用と認められる場合には、当該自宅待機命令等は無効となり、かつ、違法となり得るというべきである。」

「そこで検討するに、①…自宅待機命令等を発令する際、何らの理由を示さなかったこと、②自宅待機期間が…長期間に及んでいること、③…何らの業務指示もなされなかったこと、④…研修の必要性に疑問もあり、本部出勤中は業務を与えられなかったこと、施設派遣等決定のいきさつについても、その必然性及び計画性に乏しいこと、⑤本件自宅待機命令解除に際しても、本件内部告発の再発を防止するためであるかの如き誓約書の提出を求めるなどしていること、⑥原告X 2 への自宅待機命令等の発令と同日に原告X 1 及び同X 3 に対しても同様の命令を発し…(後に)懲戒解雇処分を行っているところ、同懲戒解雇処分は…本件内部告発に対する報復目的と解されること、⑦被告らは、本件内部告発直後には、それが原告ら三名によるものであると特定していたこと…等を総合的に考慮すれ

ば、本件自宅待機命令等は、業務上の必要性に乏しいにもかかわらず、業務命令の形式を借りて、本件内部告発に対する報復目的でなされたものと認めるのが相当である。」

「したがって、原告（ら）に対する自宅待機命令等及び本件配転命令（等）は、業務命令権を濫用したものであるとして無効であるとともに、正当な本件内部告発への報復目的によりなされ、原告（ら）の職業生活上の利益を侵害し、同人に苦痛を与えるべきものであるから、違法であって、不法行為をも構成しうるものと解すべきである。」

7. 原告らの損害について

「原告らの損害額につき見るに、まず、本件内部告発自体は正当なものであり、いずみ生協内部の不正の摘発と業務運営の改善を目指したにもかかわらず、原告らは、被告らの不法行為により…いずみ生協からの排除を図られ、原告X 1 及び同X 3 には自宅待機命令等とそれに続く本件懲戒解雇、原告X 2 に対しては、自宅待機命令等及びそれに引き続く本件配転命令により…長期間にわたり不当な処分を受け続けた。…原告X 1 及び同X 3 は、職業生活を奪われたのみならず、本件懲戒解雇中は収入を断たれるなど生活の多大な苦難を被ったものであり、その受けた精神的苦痛は非常に大きかったものと認められる。原告X 2 は、収入は得ていたものの、正常な職業生活を奪われ、同僚との接触の機会も大幅に奪われ、そのような状態をいつ終わるか判らないまま長期間耐えることを余儀なくされるなど、やはり精神的に多大の苦痛を受けたものと認められる。」

「さらに、被告Y 2 の関与した文書配布及び発言により、繰り返し、原告らはいずみ生協の乗っ取りを図る集団とか、本件内部告発が誹謗中傷、事実のねつ造で悪意に満ちたものである等と決めつけられ、その名誉権を著しく侵害された。」

「一方、いずみ生協との和解により、原告らに対してはいずみ生協から一定程度の名誉回復措置が取られていること、現在は原告らはいずれもいずみ生協の業務に復帰していることが窺われること、原告X 1 及び同X 3 は、いずみ生協による本件懲戒解雇の撤回後、未払賃金の支給を受けていること等の事情もある。」

「これらの諸事情を総合考慮すると、被告Y 1 及び同Y 2 の共同不法行為により原告X 1 の被った損害に対する慰謝料としては、職場内での待機等、自宅待機及び懲戒解雇によるものを合わせ一五〇万円が、同X 3 の被った損害に対する慰謝料としては、自宅待機及び懲戒解雇によるものを合わせ一四〇万円が、原告X 2 の被った損害に対する慰謝料としては、自宅待機と本件配転命令によるものを合わせ一二〇万円が、それぞれ相当である。」

「また、被告Y 2 の名誉毀損の不法行為による損害としては、原告ら各人に付き、それぞれ三〇万円が相当である。」

【事件名】

カテリーナビルディング(日本ハウズイング)事件(地位確認等請求事件)・東京地裁平 15.7.7 判決

【掲載文献】

労働判例 862 号 78 頁, 労働経済判例速報 1860 号 3 頁

【当事者】

原告: 被告を解雇された従業員 X (通報者)

被告: 不動産の売買等を業とする株式会社 Y

【事案の概要】

Y に在籍する従業員であった X が, 過激な表現を用いて Y の親会社の労働条件が劣悪であることなどを主張する批判文書を監査法人に交付したことなどを理由に Y を解雇されたことに対し, 普通解雇及び弁論準備手続き中になされた懲戒解雇の効力を争い, 地位確認, 賃金と賞与の支払を求めるとともに, 各解雇が不法行為に当たると主張して, 不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。

【主文趣旨】

解雇は無効

- ・原告が被告に対し, 労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- ・原告のその余の請求(不法行為に基づく損害賠償請求)を棄却する。

【判旨】

1. 通報についての事実経過

「原告は, 日本ハウズイングの従業員に対する時間外賃金の不払を問題視し, 平成 13 年 5 月から新宿労政事務所に, 同年 8 月ころから新宿労働基準監督署に, 割増賃金不払の件についてそれぞれ相談し, 同年 9 月 10 日, 新宿労働基準監督署に対し, 調査を行うよう申し入れた。」

「原告は, 平成 13 年 9 月 10 日, 日本ハウズイングの東証二部上場に関する業務をしていた S 監査法人を訪問し…「平成のタコ部屋・株式上場会社・日本ハウズイング(株)」と題する文書を交付した。この文書は, 日本ハウズイングの従業員に対する時間外賃金の不払について一部言及しているが, 全般的には, 「平成のタコ部屋」, 「社員に対して虫けらのごとく扱い」, …などといった不適切かつ過激な表現を用いて, 同社が従業員に長時間の労働を強いたり, 同社内で嫌がらせ, 差別的待遇や退職強要が横行しているなどとして,

ことさら同社の労働条件が劣悪であると主張したり、役員は経営者としての資格がないから全員退任すべきであると主張するものであった。」

「原告は、平成13年11月14日…日本ハウズイングのD常務との間で、約1時間にわたり同社の労働条件の改善等について面談した。原告は、時間外賃金の不払の件についてマスコミに公表する準備をしていると述べた。D常務は、そのような強行手段に出るとお互いに不幸になるとして、自制するよう促したが、原告はこれを聞き入れようとしなかった。」

「原告は、平成13年12月6日ころ、B公認会計士に対し、「公開質問について（お願い）」と題する文書を送付し、労働基準法に違反する会社であっても株式上場が可能かどうかと質問するとともに、日本ハウズイングの株式上場に関する再調査報告書の写しを送付するよう求めた。」

2. 通報についての評価

「日本ハウズイングの上場に関する事務をしていたB公認会計士に対する文書の交付などの行為…は、その方法や態様に照らすと、単なる情報提供の程度にとどまらず、公認会計士としての業務遂行を著しく困惑させるものであるうえ（もっとも、日本ハウズイングの東証二部上場に関する監査法人としての判断を誤らせたり、業務の遂行に著しい支障を発生させるほどのものとは認められない。）、監査法人は日本ハウズイングの労働条件について関与すべき立場にないことに照らすと、従業員として不適切な行為といわざるを得ない。原告が交付した文書は、「平成のタコ部屋」、「愚劣な判断により経営が行われている」などと過激な表現により日本ハウズイングの経営姿勢を厳しく非難するものであり、原告はD常務から諫められても同様の行動を継続したことからすると、原告の行為は、企業秩序維持の観点からも問題があるといわざるを得ない。」

「しかし、原告は、当時、新宿労政事務所や新宿労働基準監督署にそれぞれ相談したり、同労働基準監督署に労働条件について調査を申し入れたりしており、監査法人に対する前記の2回の文書の交付または送付行為は、このような行動の一環として行われたものと認められる。そして、日本ハウズイングは、その後、労働基準監督署の調査を受け、従業員の労働時間の管理の方法や時間外賃金の支払について改善指導を受けたこともあわせると、原告の行為は、主に労働基準法の遵守や労働条件の改善を目的としたものと認められ、その方法、態様が相当とはいえないことを考慮しても、相応の合理性を有するものと認められる。」

「以上を総合すると、本件各解雇は、客観的合理的理由を欠き社会通念上相当としては認めることはできないから、解雇権を濫用したものとして無効である。」

【事件名】

メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ事件（地位確認等請求事件）・東京地裁
平 15.9.17 判決

【掲載文献】

労働判例 858 号 57 頁

【当事者】

原告：被告を懲戒解雇された従業員 X（通報者）

被告：機関投資家に対する資産運用などを主たる業務とする外資系の株式会社 Y

【事案の概要】

Y に在籍する従業員であった X が、上司からの嫌がらせや差別行為について弁護士と相談する際に会社の見込み顧客リスト等の書類を交付したこと等について、秘密保持義務違反等を理由に懲戒解雇されたのに対し、懲戒解雇は無効であるとして、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認および未払賃金の支払を請求した事案。

【主文趣旨】

懲戒解雇は無効

・原告が、被告との間に労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

【判旨】

1. 本件各書類の企業機密性について

「(原告が F 弁護士に送付した) 本件各書類には、被告の見込み顧客リスト、既存の顧客その他関係者からの通信文、特定の顧客について言及された被告の社内メールやメモ、被告従業員の営業日報、見込み顧客に対する被告のアプローチ方法を記した書類、被告社内における人事情報に関するやり取りの記載された書類等が含まれている。このうち、顧客に関する情報は、顧客に対する投資顧問業務の適切な遂行に資するため、投資顧問業者である被告がこれを分析・判断する資料であるし、顧客からの情報も、その限度で顧客から被告に開示されているものといえるから、外部に開示されることが予定されているものとはいえず、被告の企業機密であるというべきである。そして、投資顧問業者である被告にとっては、このような見込み顧客や顧客に関連する情報管理を厳格に行うことは、顧客との信頼関係を得るためには、必須であって、その管理が不徹底であるとの評価を受けるならば、その業態に即していえば、死命を制せられるほどの重要性を有するものであるといえることができる。また、営業日報にも、これらの情報が含まれているから、同様に企業機

密であるというべきであるし、被告の人事情報も、被告従業員の能力、処遇に関するもので、外部に開示することが予定されているとはいえないから、企業機密に属する情報であるというべきである。したがって、本件各書類には、被告の企業機密に関する情報が少なからず含まれているということができる。」

2. 秘密保持義務について

「従業員が企業の機密をみだりに開示すれば、企業の業務に支障が生ずることは明らかであるから、企業の従業員は、労働契約上の義務として、業務上知り得た企業の機密をみだりに開示しない義務を負担していると解するのが相当である。このことは、本件就業規則の秘密保持条項が原告に効力を有するか否かに関わらないというべきである。」

「そして…被告のような投資顧問業者にとって、顧客に関連する情報管理を行うことは、企業運営上、極めて重要なことであり、原告は…投資顧問部の公的資金顧客、企業年金既存顧客担当の責任者という立場であったのであるから、その企業秘密に関する情報管理を厳格にすべき職責にあった者である。してみれば、原告が、被告の許可なしに、企業機密を含む本件各書類を業務以外の目的で使用したり、第三者に開示、交付することは、特段の事情のない限り、許されないというべきである…。」

3. 通報の目的・手段の相当性について

「原告は、(被告の投資部門部長であり、原告の上司である) Bの(原告のアシスタントで弁護士に相談した) Aに対する嫌がらせの目的に関連して、当時Aの代理人としてAの被告及びBに対する損害賠償請求交渉に当たっていたF弁護士から事情聴取を受け、原告自身がBから受けたとする嫌がらせの内容について説明した。その過程において、原告は、原告自身がBから受けた嫌がらせについて、B及び被告に責任を追及できるとF弁護士から説明されたため、原告は、自己の受けた嫌がらせに対する救済のため被告の社内手続を利用することとし、原告の主張をまとめた面談書面及びその裏付け資料である本件各書類をF弁護士に交付したものと認められる。してみると、原告は、原告自身の権利救済を求めるため、その方法、必要な準備について同弁護士と相談していたもので、その準備の一環として、被告に提出する書面、資料について同弁護士の助言を仰いでいたものということができる。」

「ところで、弁護士は、その職責に鑑みれば、正式な委任関係に立つ前の段階であっても、法律相談に応じる場合には、相談者から必要な事実関係、情報を知らされなければ適切な判断ができないし、職務上知り得た秘密を保持する義務を有するから(弁護士法23条)、相談者が自己の相談について必要であると考える情報については、たとえその中に企業機密に関する情報が含まれている場合であっても、企業の許可を得なくてもこれを弁護士に開示することは許されるというべきである。」

「原告が本件各書類をF弁護士に開示、交付したのは、自己の救済を求めるという目的

のためであり、それは不当な目的とはいえないこと、原告は、F弁護士から原告より提出された諸資料は原告の同意なしに第三者に開示しないとの確約書を得ていることを併せ考えると、原告がF弁護士に本件各書類を開示、交付したことについては、特段の事情があるというべきであるから、原告が秘密保持義務に違反したとはいえない。」

「原告が本件各書類をF弁護士に開示、交付した当時、同弁護士は原告の代理人ではなく、正式な受任をしているわけではなかったが、原告から相談を受けていたといえ…同弁護士が原告の代理人でなかったからといって、本件各書類を同弁護士へ開示、交付したことが許されないといえない。」

「以上によれば、本件就業規則が原告に対し効力を有するとしても、原告が本件各書類をF弁護士に開示、交付したことは、本件就業規則56条3号及び14号に該当するとはいえないか、仮に形式的には該当するとしても、その目的、手段に鑑みて違法性を帯びるものではないというべきである。」

4. 通報についての判断

「被告が本件各書類をF弁護士に開示、交付した目的、態様、本件各書類の返還に応じなかった当時の事情からすれば、本件懲戒解雇は、懲戒解雇事由を欠くか、または軽微な懲戒解雇事由に基づいてされたものであるから、懲戒解雇権の濫用として無効であり、これを普通解雇とみても、同様に解雇権の濫用として無効であるというべきである。」

【事件名】

生駒市衛生社事件（従業員地位確認等請求事件）・奈良地裁平 16.1.21 判決

【掲載文献】

労働判例 872 号 59 頁，労働経済判例速報 1869 号 20 頁

【当事者】

原告：被告を懲戒解雇された従業員 X ら（通報者）

被告：廃棄物の収集，運搬及び処分業等を目的とする株式会社 Y

【事案の概要】

Y の従業員であった X らが，有給休暇を取って営業廃棄物の不正搬入問題を扱うと予想された市議会を傍聴し，その後この問題を糾弾する元従業員による記者会見に列席したことについて，Y から服務規定違反に当たるとして懲戒解雇されたことに対し，同解雇が無効であって依然として労働契約上の地位にあることを主張して，労働契約に基づき，その権利を有する地位にあることの確認等を求めた事案。

なお，高裁判決（裁判例 70：生駒市衛生社事件（従業員地位確認等請求控訴事件）・大阪高裁平 17.2.9 判決）でも，本判決の判断が維持され，懲戒解雇は無効とされている。

【主文趣旨】

懲戒解雇は無効。

・原告らが，被告に対し，労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

【判旨】

1. 事実経過

「被告の収集業務の標準的な処理（平成 14 年 11 月 13 日までのもの）は，収集担当の従業員が 1 班 10 名の 3 班に編成され，ごみ収集車には 1 台に 2 名が乗車しており，各班の 2 名（合計 6 名）は，朝 6 時から事業ごみ収集のみの業務を行い，残りの 8 名（合計 24 名）が朝 6 時 30 分に被告会社を出発して，最初に事業ごみを収集してリレーセンターに搬入した後，一般家庭ごみの収集につくというものであった。」

「リレーセンターに持ち込む際には，市より交付されている事業ごみ及び家庭ごみそれぞれの計量カード…を持ち込むごみの区分に応じて提出して計量する。各車はそれぞれ一般，営業双方の計量カードを持っており，それらの使用は各従業員に委ねられていた。」

「平成 14 年 10 月 15 日の原告 X 1 と被告従業員 F がしたごみ収集の様子が，何者かによってビデオに撮影されたが，これらによると，上記両名は，事業ごみの収集をした後，

リレーセンターに向かうことなく住宅地において家庭ごみを収集していた。」

「上記の事実関係によると…被告において…標準的な手順とは異なり、事業ごみの収集の後リレーセンターに持ち込むことなく家庭ごみの収集をして、その後家庭ごみとしてリレーセンターに持ち込むことが多々あったことが明らかである。」

「この点、原告らは、上記収集の実態は会社の指示によるものであるとするのに対し、被告は、混入を会社が指示していたことは一切なく、従業員の不心得やごみを出す者の間違い等により混入が発生していた限度でこれがあったにすぎないと主張する。」

「確かに、本件の全証拠によっても、被告が、ごみの収集において具体的に事業ごみと家庭ごみを混載し、家庭ごみとしてリレーセンターに搬入して事業ごみの代金を免れるような指示していたと認めるには足りない。この点に関する原告らの供述は客観的な裏付けがなく被告のＺに対する報告に反するし、また、会社が組織だってこれを実施し、不正な利益を上げていたとすれば、経験則上もより大規模な不正利得になると考えられるが、被告の事業ごみの収集による売上げが年間約１億円あるのに対し、Ｚの裁判上の主張によっても混入による損害は年間で約３９０万円程度の規模にとどまることから、混入による不正な利益の取得が会社の明示の指示によるとまで推認することはできない。」

「もっとも…混入はほぼ毎日のように、しかも数台にわたって行われており、単なる従業員の偶発的なミスの蓄積とは考え難い上、被告は、平成１４年６月３０日に文書で指示したほかは、何ら具体的な方策を実行せず、かえって、混入がなかったことを裏付ける業務日報等の書類を作成していなかったことが認められるのであり、これら事実からすると、被告は、混入の問題を認識しつつ有効な対処をとらず、したがって結果的にこれを黙認していたものとして、市に支払うべき事業ごみの料金を正当な理由なく免れたととられてもやむを得ないものというべきである。」

２．通報についての評価

「まず、１２月９日の議会閉会直後の（傍聴席から「市長逃げるのか」等の）発言の趣旨は、市長が本件のごみ混載の問題を放置して逃げているというものであり、ごみ混載の問題を提起する趣旨としても、市長に対する侮辱的な趣旨を含む上、方法も傍聴席から大声を発するという態様であって非礼なものといわざるをえないものであるところ、原告らは、その発言自体をしたものではないにせよ、それらの者とその後も行動を共にして議長室を訪れ、自ら被告従業員であることを明らかにしているのであって、その一連の行動を総合的にみると、現職の被告の従業員としてはいささか軽率、不適當なものであったといわざるをえない。」

「しかし、原告らの議会傍聴の目的は、混入問題の新聞報道があった後、被告からこの問題どのように対処するか情報が得にくいなかで、Ｚの対応の状況を知ることにあったものであるから、いわば偶然の結果というべき市長ないし市に対する非礼の責任を原告らに負わせるのは酷というべきである。」

「次に記者会見における原告らの言動によると、主としてAが、被告が本件混入を指示したとか、本件混入について口止めた等、上記1に認定した事実関係よりも被告の不正を誇張して記者に伝達したことがうかがわれる。」

「しかし、これも、発言主体はAであって原告らではなく、原告ら自身は、不正を正すべきは正すという目的で記者会見に列席したにとどまるのであって積極的に上記の誇張に荷担したとまではいえないし、摘示した事実関係の主要な部分である混入及び不正の利益については上記認定のとおり事実の伝達といわざるをえない。他にこの記者会見に列席した被告従業員が懲戒に付されていないこともあわせ考えると、上記事情が直ちに懲戒解雇事由や非違行為に当たるとまでは言い切れない。」

「そうすると、原告らの…各行為は、いずれもいささか軽率な面があったものの、もとは混入を回避すべき体制を作ってこなかった被告にも責任の一端があるというべきであり、この点をさしおいて、原告らのみが不利益を被ることは不均衡、不合理というほかはなく、また…新聞報道以来、結果的には被告の営業実態が是正、改善されたという面も否定できないのであるから、これを総合的にみても、解雇に処すべき非違行為があったとまではいうことができない。」

「また、被告は、原告らの上記各行為が被告が…改善を実施した後のことであることや、原告らから被告に対し混載についての改善の申入れなどがなく、いきなりマスコミに訴えたことなどから、不正を正すという原告ら主張の目的に疑義を挟むけれども、被告において対策を講じた後であっても、従前の混載の問題としては依然として会社の対応等が残っていたなかでの原告らの記者会見は、真相の解明や市民に対する説明という点で一定の役割を果たした点は否めないというべきである。」

「以上を総合すると、原告らに非違行為は認められず、また上記軽率な行為の点を服務規定違反ととらえるとしても、その程度や原告らの行為による効果等を勘案すると…本件懲戒解雇は、懲戒権の濫用というべきであって無効であり、これと同旨の理由による本件普通解雇も少なくとも解雇権の濫用として無効とすべきである。」

【事件名】

生駒市衛生社事件（従業員地位確認等請求控訴事件）・大阪高裁平 17.2.9 判決

【掲載文献】

労働判例 890 号 86 頁

【当事者】

被控訴人（一審原告）：控訴人から懲戒解雇された従業員Xら（通報者）

控訴人（一審被告）：廃棄物の収集、運搬及び処分業等を目的とする株式会社Y

【事案の概要】

Yに在籍する従業員であったXらが、有給休暇を取って営業廃棄物の不正搬入問題を扱うと予想された市議会を傍聴し、その後この問題を糾弾する元従業員による記者会見に列席したことについて、サービス規定違反に当たるとして懲戒解雇されたことに対し、同解雇が無効であって依然として労働契約上の地位にあることを主張して、労働契約に基づき、その権利を有する地位にあることの確認と未払賃金等の支払を求めた事案。

なお、一審判決（裁判例 69：生駒市衛生社事件（従業員地位確認等請求事件）・奈良地裁平 16.1.21 判決）の判断が維持され、懲戒解雇が無効とされている。

【主文趣旨】

懲戒解雇は無効

【判旨】

「被控訴人らの各請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。」

【事件名】

海外漁業協力財団事件（懲戒処分無効確認等請求事件）・東京地裁平 16.5.14 判決

【掲載文献】

労働判例 878 号 49 頁，労働経済判例速報 1899 号 7 頁

【当事者】

原告：被告の職員 X（通報者）

被告：農林水産省所管の財団法人 Y

【事案の概要】

Y の職員である X が、Y の常勤理事らがした行為は卑劣で不当かつ違法である旨などを記載した文書を Y の非常勤理事らに送付したところ、Y が X を停職 3 日間の懲戒処分に処したことに對し、右処分は無効であるとして、その無効確認等を求めた事案。

なお、高裁判決（裁判例 72：海外漁業協力財団事件（懲戒処分無効確認等請求控訴事件）・東京高裁平 16.10.14 判決）では、本判決の判断が覆され、懲戒処分は有効とされている。

【主文趣旨】

懲戒処分は無効。

・被告が、原告に対してなした平成 14 年 6 月 17 日付懲戒処分が無効であることを確認する。

【判旨】

1. 判断枠組み

「本件文書は、原告が被告の指示の下、手続きに従い傷病休暇を取得したにもかかわらず、被告は、理由もなく原告が欠勤して療養していることを疑って、原告ら夫婦を尾行し、その際、尾行者が原告の妻に傷害を負わせたこと、原告は、この尾行事件につき、2 年余りの間、被告内部での話し合いによる問題解決のため、組合や弁護士などを通じ、被告に対して説明と謝罪を求めたが、被告は謝罪と説明を拒否してきたこと、被告は…回答書で尾行の事実を認めたことなどを摘示したうえで、これらの事実を前提に、財団の常勤理事者らの前記行為は卑劣で不当かつ違法なものである旨意見ないし論評を述べ、本件文書の送付によっても事態が改善されないのであれば、被告には自浄能力がないと判断せざるを得ない旨意見を表明するものであって、その内容は常勤理事者らの業務執行に関するものであるから、これを一般人の見地で判断すると、本件文書は、被告の常勤理事者のみならず、被告の社会的評価をも低下させるものと認められる。したがって、形式的には、原告の本

件行為は、就業規則…に違反…するといえなくもない。しかしながら、労働者は、人的・継続的な性格を有する労働契約の特殊性から、使用者の名誉・信用を毀損してはならないという誠実義務を負う一方で、市民として表現の自由を有しているのであるから、労働者の名誉・信用毀損行為をすべて懲戒の対象とするのは相当ではなく、当該表現に係る事実の内容が概ね真実であるか、真実であると信じるについて相当な理由がある場合には、その表現の主体、表現の相手方や表現の仕方、表現の目的・意図やその経緯、表現行為の結果などの諸事情を総合考慮の上、当該表現行為が懲戒事由を定めた就業規則（「財団に関する法令および諸規程に違反したとき。」「職務の内外を問わず、財団の信用を傷つけ、または財団に損失を及ぼすような行為があったとき。」）に該当するか否かを実質的に判断すべきである。」

2. 通報内容の真実性・目的・手続き

「本件においては…Gは、部下2名とともに原告ら夫婦を尾行しており、他に探偵と思われる人物は付近にいなかった旨明らかにしていること、E弁護士は、調査会社から、警察官を除けば、Gしか知らないはずの原告の認識（原告は保険金のことで調査されていると考えているらしい）を聞かされていること、等の事実が存するのであって、これらの事実を照らせば、原告の妻と接触して傷害を負わせたという「尾行者」（G）はE弁護士が依頼した調査会社に属する人物とするのが相当である。」

「また、被告は、「小職と小職の妻が同乗する車に尾行をつけ」ることは認識していなかったとも主張しているが、前示のとおり、被告は、尾行の内容を収めた調査会社の報告書及びビデオテープを受領する一方、調査会社に対し調査料を支払っているのであるし、療養に専念しているかの調査を調査会社に依頼する以上、その調査内容に尾行が含まれることは当然に了解すべきことであって…被告は、調査にあたり、原告らを尾行することをも了解していたとするのが相当である。」

「してみれば、被告が原告ら夫婦を尾行し、その際、尾行者が原告の妻に傷害を負わせた旨の摘示事実は概ね真実であると認められる。」

「被告は、本件文書の「この尾行事件に関し…組合や弁護士などを通じて再三再四にわたり、財団に対し説明と謝罪を求めてまいりました。」との記載は事実と反する（とするが、）…本件においては、前示のとおり、原告は組合に対し、本件事件の解決のために話し合うよう要請し、組合はこの要請を受けて、被告と複数回にわたり折衝し、被告に対し説明を求めていること、弁護士は被告に対し、謝罪等を求めていることが認められるのであるから、前記の記述をもって虚偽であるとはいえず、概ね真実と認められる。」

「ところで、被告の指摘部分の記載は、「しかしながら、小職といたしましては、このような財団現常勤理事者たちによる卑劣で不当かつ違法な行為を許すつもりはないことを、各位にも承知しておいていただきたく、このような形で問題提起させて頂きましたことをご理解願いたいと存じます。小職は、この2年余り財団内部で話し合いによる問題解決に

努めてまいりましたが、この問題提起によっても事態が改善されないのであれば、財団にはもはや自浄能力がないものと判断せざるを得ません。」というものであって、被告の指摘部分は、前記摘示事実を基礎として、財団の常勤理事者ら前記行為は卑劣で不当かつ違法なものである旨意見ないし論評を述べ、本件文書の送付によっても事態が改善されないのであれば、被告には自浄能力がないと判断せざるを得ない旨意見を表明するものであるところ、その前提とする事実に対する判断は前示のとおりであるから、これらの記述は、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、前記摘示事実とは別個に違法性を有するものではないと解される」

「「卑劣で不当かつ違法」「自浄能力がない」という表現は穏やかなものとはいえないが、意見ないし論評としての域を逸脱するものとはいえないから、被告の主張は採用できない。」

「以上のとおり、本件文書の摘示する事実は、一部真実とはいえない部分があるものの、全体としてみた場合、その記述は大部分が真実であるか、真実と信じるにつき相当な理由があるものと認められる。また、意見ないし論評にあたる部分は、意見ないし論評としての域を逸脱したものではなく、前記摘示事実とは別個に違法性を有するものではない。してみれば、本件においては、前示のとおり、本件行為は…原告が、被告の調査依頼に由来する本件事件を被告内部で解決するために、問題提起をすることによって事態の改善を求めるといふ目的・意図により行われたものであって、相当な目的・意図を有し、使用者を害する目的・意図に出たものとはいえないこと、本件行為は、被告の非常勤理事・監事・評議員に対し、本件文書を1回送付したというものであって、回数は1回限りであり、送付先も理事会や評議員会という被告の機関を構成する役員らであって、全くの外部者とはいえず、また、常勤理事者らの行為を問題とする以上、被告内部での解決を企図する限り、対処方の申立先として他に適当な先も想定しがたいこと、本件文書はいきなり送付されたのではなく、本件文書送付以前には、原告が被告に対し、直接又は間接（組合、弁護士）、本件事件の話し合い等による解決を求めてきたが、被告が説明を拒み解決に応じなかった等の経緯が存すること、本件行為により、さしたる混乱も生じていないこと等の事情が認められるのであるから、これらの諸事情を総合考慮すれば、本件行為が、外部の諸団体・会社を代表する立場にもある被告の非常勤理事・監事・評議員20数名に対し、本件文書を送付したものであることや、本件行為の目的は公益に関するものではなく、原・被告間における本件事件の解決という私益を達成するにすぎないのであって、また、公共の利益に関する事実ともいえないこと、本件事件の解決は、結局は、裁判によって決するしかなかったことなどの諸事情を斟酌しても、本件行為が、被告の名誉と信用を著しく傷つけるものであるとは認めがたく、実質的に、懲戒事由を定めた被告の就業規則（「財団に関する法令および諸規程に違反したとき。」「職務の内外を問わず、財団の信用を傷つけ、または財団に損失を及ぼすような行為があったとき。」）に該当するとはいえない。」

「理事・監事はともかく、評議員にまで本件文書を送付しているのは、多少行き過ぎの

感がなくはないものの、評議員は、評議員会を組織して理事・監事を選任するほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項に助言するとされているのであるから、被告にとって全くの外部者というわけではないのであるし、本件においては、前示のとおり的事实が認められるのであるから、本件文書の送付先等を捉えて、本件行為が、被告の名誉・信用を著しく傷つけるものと認めることはできない。」

【事件名】

海外漁業協力財団事件（懲戒処分無効確認等請求控訴事件）・東京高裁平 16.10.14 判決

【掲載文献】

労働判例 885 号 26 頁，労働経済判例速報 1899 号 3 頁

【当事者】

被控訴人（一審原告）：控訴人に在籍する従業員 X（通報者）

控訴人（一審被告）：財団法人 Y

【事案の概要】

Xが、Yの非常勤理事、監事及び評議員に対して、Yの常勤理事を非難する文書を送付したところ、YがXを三日間の停職という懲戒処分に処したことに對し、XがYに対して懲戒処分の無効確認などを請求した事案の控訴審。

なお、本判決では、一審判決（裁判例 71：海外漁業協力財団事件（懲戒処分無効確認等請求事件）・東京地裁平 16.5.14 判決）の判断が覆され、懲戒処分は有効としている。

【主文趣旨】

懲戒処分（三日間の停職）は有効。

・本件控訴に基づき、原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

【判旨】

1. 判断枠組み

「労働者は、人的、継続的な性格を有する労働契約の特殊性から、使用者の名誉、信用を毀損してはならないという誠実義務を負う一方で、市民として表現の自由を有しているのであるから、労働者がした使用者の名誉、信用の毀損行為のすべてを懲戒の対象とするのは相当ではなく、当該表現に係る事実の内容が概ね真実であるか、真実であると信じるについて相当な理由がある場合には、その表現の主体、表現の相手方や表現の仕方、表現の目的、意図やその経緯、表現行為の結果などの諸事情を総合考慮の上、当該表現行為が懲戒事由を定めた就業規則（「職務の内外を問わず、財団の信用を傷つけ、または財団に損失を及ぼすような行為があったとき。」）に該当するか否かを判断すべきである。」

2. 通報の目的

「被控訴人の本件行為によって、文書を送り付けられた控訴人の非常勤理事や監事、評議員の中には、控訴人に問い合わせの電話をかけてきた者がおり、控訴人は、近く開催さ

れる予定であった理事会や評議員会において理事長が説明する旨を告げて対応したこと、
控訴人の理事長が…理事等に対し…お騒がせして申し訳ないなどと陳謝したことが認めら
れる。」

「被控訴人の本件行為は…Gによる尾行に控訴人が関与していたか否かについて、本件
文書を理事等に送付して理事等の圧力を利用することにより、自らに有利な解決を図ろう
との意図に基づくものであることが容易に推測し得る。…送付された文書の内容も、控訴
人が主導して違法な尾行を行ったことを前提に、控訴人を弾劾するもので、これを受け取
った理事等が困惑したことは容易に推測することができるし、前記のとおり、被控訴人の
本件行為により、理事長が説明や陳謝を余儀なくされるなど、控訴人の業務に支障が生じ
たことは明らかである。」

3. 通報手続きおよび通報についての判断

「ところで、控訴人の就業規則…には、「職員は、財団の公益的使命を自覚するとともに、
諸規則を守り、責任感と誠実さをもって勤務し、相互に人格を尊重して職場の秩序維持に
努め、その職務を遂行しなければならない。」と定められており、控訴人の職員である被控
訴人は、同項に基づき、職場の秩序を維持する責務を負担しているのであるが、被控訴人
の本件行為は、前記のとおり、控訴人の業務に支障を生じさせたもので、控訴人の職場の
秩序を乱したものであるというほかないから、被控訴人は、控訴人の上記就業規則の規定に違反
したといわざるを得ない。したがって、被控訴人の本件行為は、控訴人の就業規則…所定
の懲戒事由（「財団に関する法令および諸規程に違反したとき。」）に該当するといわなけれ
ばならない。」

「確かに、本件行為に関しては、文書の送付を受けた理事等から控訴人に問い合わせが
されたり、理事長が説明や陳謝をした程度で事態が収束しており、控訴人の業務に深刻な
影響を与えたとはまでは評価することはできないが、そのことから直ちに、被控訴人が職場
の秩序を乱したことが否定されるものではない。また…本件においては、控訴人が…Gに
よる尾行が発覚した後、被控訴人が自らあるいは組合や弁護士を通じて、控訴人に申し入
れた話し合いに十分な対応をせず、Gによる尾行が控訴人の依頼に基づくものであるかど
うかについてもなかなか明確にしようとせず…以上の経緯が被控訴人が本件行為に及んだ
主要な原因であったと解され、これらは被控訴人のために有利な事情として斟酌されるべ
きものではあるが、そのことから直ちに、前記懲戒事由の該当性が失われるものではない。」

「そして、被控訴人には懲戒処分（戒告）の前歴があることや、本件懲戒処分の内容が
3日間の停職という比較的軽いものであったことを考えれば、被控訴人のために斟酌すべ
き上記諸事情を考慮してもなお、本件懲戒処分が重きに失するということとはできないし、
他に本件懲戒処分が懲戒権の濫用に当たるといふべき事情も浮かうことができない。」

「以上のとおり、本件懲戒処分は有効であると解するのが相当というべきである。」

【事件名】

学校法人日本医科大学事件（損害賠償請求事件）・東京地裁平 16.7.26 判決

【掲載文献】

判例時報 1886 号 65 頁，判例タイムズ 1168 号 191 頁

【当事者】

原告（反訴被告）：大学病院を運営する学校法人 Y1 および Y1 に在籍している医師 Y2

被告（反訴原告）：Y1 に在籍していた医師 X（通報者）

【事案の概要】

Y1 に在籍していた医師 X が、Y1 に在籍する医師 Y2 が手術中に誤ってキルシュナーワイヤーを患者の頭蓋内に刺入したなどという情報を患者の家族に伝え、同内容の情報を報道機関に提供し、新聞・雑誌記事を掲載させテレビ報道をさせたことに対し、Y らがこれにより名誉・信用が毀損されたとして、不法行為に基づく損害賠償の支払を請求した事案。反訴として X は、Y らに対し、本訴提起は事実に、法律的根拠を欠くものであり、これを認識しながら被告に報復をし、別件医療訴訟での証言等に圧力をかける目的で本訴を提起し、訴訟活動を継続したとして、不法行為に基づく損害賠償の支払を請求している。

なお、高裁判決（裁判例 74：学校法人日本医科大学事件（損害賠償請求控訴事件）・東京高裁平 17.11.9 日判決）では、本判決と異なり、通報内容が真実であると信じる相当性について否定され、原判決が変更され、損害賠償請求を認容している。

【主文趣旨】

損害賠償請求を棄却

- ・本訴原告・反訴被告らの請求をいずれも棄却する。
- ・反訴原告・本訴被告の請求をいずれも棄却する。

【判旨】

1. 判断枠組み（被告の行為について、名誉・信用毀損の成立が阻却されるかについて）

「…被告の H に対する発言行為、本件インタビュー番組での発言行為及び記者会見を開き本件文書を配布してした各情報提供行為は、いずれも原告らの名誉・信用を毀損するものと認められる。」

「しかし、民法上の不法行為である名誉毀損行為が公共の利害に関する事実に係るものであり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があれば、同行為には違法性が認められず、また、真実

であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずることについて相当の理由があるときは、同行為には故意又は過失が認められず、不法行為は成立しない。」

2. 通報目的

「被告は、本件手術に関する一連の情報提供行為をした動機として、一貫して、第一次的に子を亡くしたHらに本件手術中にあったことを伝え、謝罪したいという思いからであったとの陳述及び供述をしている。」

「被告がHに対して話した内容は、本件手術に執刀医に次ぐ第一助手として関わった医師である被告自身も各種の責任を問われかねないものであること、本件手術後2年半ほど沈黙を守ったことからしても、本件患者の治療行為に携わった医師として、本件患者の家族であるHに対して、悩んだ上に自己の認識している真実を伝えようとしたとする被告の…供述・陳述部分は、基本的に信用できるものと考えられ、これによれば、被告の一連の行為は、専ら公益を図る目的によるものであると認められる。」

3. 通報内容の真実性

「被告は、…キルシュナーワイヤーは、下顎頭（右）を貫通し、下顎窩（右）、すなわち、頭蓋底を貫通し、側頭葉内（右）に約65ミリメートル刺入されたと考えられるとの結論を出している。」

「（しかし）各種意見書を総合すれば、本件術中レントゲン写真及び本件術後CT写真から、キルシュナーワイヤーの先端が本件患者の脳内（頭頂内ないし錐体上縁内部）に刺入したものと評価することは、困難であるといわざるを得ない。そして、このことに加えて、原告Y2やI医師の上記陳述・供述部分を勘案すれば、被告の上記陳述・供述部分を上記刺入の根拠とすることも困難であり、結局、この刺入の事実が真実であるとは認められない。」

「また、キルシュナーワイヤーが脳内に誤って刺入したとの指摘を原告病院の医師らが取り合わなかったことについては、被告が記者会見で配布した本件文書には、「手術後、このレントゲン写真をもう一度観察し、私は自分の主張に間違いはないと確信し、今度は医局へこのレントゲン写真を持ち込み、他の医師がいる前で再度主張しましたが、同様に却下されました。また周囲にいた医師らも何ら興味を示しませんでした。」と記載されている一方、被告の陳述及び供述では、本件手術後、医局にいた医師数人に本件術中レントゲン写真を見せたところ、数人の医師が、キルシュナーワイヤーが脳内に刺入した可能性を認める態度を示したとしており、変遷があつて直ちに採用できず、真実であるとは認められない。」

「…本件術後CT写真には、本件患者の脳内に至る低吸収域が写っていることが認められるものの、本件患者の脳内にキルシュナーワイヤーが刺入したことまでは認められず、前提自体を欠く以上、本件術後CT写真によって、脳内にキルシュナーワイヤーが刺入したことによる病変があつたと判断できるとは認められず、真実であるとは認められない。」

「本件患者の死亡前後において…Hらが本件術中レントゲン写真を見せられていないことが認められる。」

「一方…本件患者は、本件手術後容態が急変し、本件手術の2日後に死亡したものであり、死亡に至るまでの経過が急激であったこと及び本件術後CT写真について、脳外科医が右側頭葉に不整な低吸収域と出血があると認め、脳挫傷と思われるとの診断を下したことからすれば、担当医である原告Y2及び被告との間で、本件患者の両親であるHらに対し、本件患者の容態急変の理由や死因についてどのような説明をするのか、担当医としての意見をまとめるための話合いがされたことが十分推認できる。遅発性脳障害という診断も、こうした原告Y2と被告らの打合せに基づくものと考えられるし、本件術中レントゲン写真を示す必要があるか否かについての打合せがあったとしても不自然ではない。」

「しかし…原告Y2が、被告からキルシュナーワイヤーが深く刺さっているのではないかと指摘を受けても、これを否定していたことからすれば、Hらに対する説明内容について事前に打合せがされ、その結果された説明において、キルシュナーワイヤーが脳内に刺入したことが触れられていないからといって、これを隠ぺいするための申し合わせがされたとはまでは認めることはできない。」

「したがって、Hらに対して、本件術中レントゲン写真を見せず、本件術後CT写真の出血について、遅発性脳障害と説明するよう申し合わせがされたとしても、キルシュナーワイヤーの脳内刺入を隠ぺいする趣旨であったとは認められず、この点についても真実であるとは認められない。」

「被告は…その後、丙野教授から、原告Y2と共に居酒屋に誘われ、「長年医者をやっている、こんなミスの1つや2つはあるもんだ。くよくよするな。落ち込む前に努力しろ。」

「医者が一人前になるまでには、一人や二人の患者を死なすものだ。それを踏み台にして我々は成長していくんだ。」などと言われたとの陳述及び供述をする。」

「しかし、被告の上記陳述・供述部分以外には、同日、丙野教授が、原告Y2及び被告を居酒屋に誘ったことを認めるに足りる客観的な証拠はない。原告Y2及び丙野教授は、こうした会合が持たれたこと自体を否定していること、同日のカンファレンスに参加した庚野七郎医師も被告が脳内刺入の指摘をしたことを否定していること、むしろ、同日は、医局の忘年会であり、被告、原告Y2及び丙野教授も他の医局員と共に忘年会に参加していた可能性があることを総合すれば、被告の上記陳述、供述部分は、採用できず、平成9年12月22日に丙野教授が、脳内刺入のことを口外しないようにと言ったことは、認められず、真実であるとは認められない。」

4. 相当性について

「被告は…本件手術の際にキルシュナーワイヤーが深く刺さったということを少なくとも本件手術の2日後…には指摘していたが、本件訴訟の陳述・供述においても、深く刺さったように見えたとする点は一貫している。一方、原告Y2は、下顎骨にキルシュナーワイ

ヤーを刺入する際、骨皮質と髄質とでは、その刺入の手ごたえに違いがあり、髄質を通り抜ける手応えはなかったが、本件手術において、キルシュナーワイヤーを本件患者の下顎頭の骨皮質を越え、対側の骨皮質に当たる程度に刺入させたとしており、その過程、特にキルシュナーワイヤーが下顎頭の骨皮質を貫通する際の状況を見た被告が、キルシュナーワイヤーが脳内に刺入したとの疑いを持った可能性は否定できない。」

「そして…本件術中レントゲン写真（側面）には、錐体上縁を越えた位置にキルシュナーワイヤーの先端があるかのように写っている上、本件患者は、本件手術後に容態が急変し、C T検査をした結果、脳外科の医師によって、右側頭葉に不整な低吸収域及び出血が認められると診断されていることから、被告は、脳内に刺入したものの疑いを強め…初めて明確にそのことを原告Y2らに指摘したものと推認することができる。その後も…本件患者の死亡後のHに対する説明においても、自らの指摘が周囲に認められないことへの心情を「腑に落ちない」ないし「はらわたが煮えくりかえる」という表現で表したものと考えられる。以上によれば、被告は、本件手術時からHらに対する情報提供の時点まで、脳内刺入があったものと信じていたと認められる。」

「本件術中レントゲン写真及び本件術後C T写真の読影については、困難な面があり、現にキルシュナーワイヤーの脳内刺入について、医師の間でその評価が分かれている。そして…以上に加え、キルシュナーワイヤーで骨折部位を固定する場合、関節を越えて刺入すべきではなく、下顎骨関節突起の骨折をキルシュナーワイヤーで固定する場合には、キルシュナーワイヤーの先端が下顎頭を突き破らないように注意しなければならないと指摘する医学文献があること、本件手術は、難しい手術ではなく、本来2時間の予定であったが、実際には約4時間40分かかったこと、本件患者の容態が急変し2日後に死亡するに至ったが、その原因がよく分からなかったこと、被告が勧めたのにHらの拒絶で本件患者の病理解剖を実施できず、解剖結果を踏まえた原因究明ができなかったことを考慮すれば、被告が医師であることを前提としても、本件手術において、キルシュナーワイヤーが本件患者の脳内に刺入したと信じたことに相当性があると認められる。」

「本件手術の2日後…には、被告が、原告Y2及び戊野医師に対し、本件術中レントゲン写真及び本件術後C T写真を示して、キルシュナーワイヤーが深く刺さっているのではないかと指摘しており、その際、原告Y2及び被告との間で、キルシュナーワイヤーが脳内に刺入しているか否かについて、議論が交わされたものと推認される。また、被告は、同日において、原告Y2及び戊野医師に対して、キルシュナーワイヤーの脳内刺入の疑いを指摘したのみならず、脳外科医に対して診察を依頼した際にも、本件手術の際に頭蓋底を損傷した疑いがあると説明していたことが認められる。」

「そして、本件術中レントゲン写真には、急現の指示があることからすれば、被告が、本件手術中に、本件術中レントゲン写真を確認し、その場で、原告Y2に対して、キルシュナーワイヤーの刺入の疑いを指摘したと信じ、原告Y2との間で、キルシュナーワイヤーの刺入について議論したことを、本件手術中の出来事であったと思い込んだとしても、必ず

しも不合理であるとまで評価できない。」

「また、本件手術から本件患者の容態急変、死亡まで、わずか3日の間に生じた出来事であり、それから1週間もたたない同月22日のカンファレンスで、本件手術の内容、本件患者の術後の経過、本件患者の死亡について報告した際にも、被告が、自分がキルシュナーワイヤーの脳内刺入の疑いについて再度触れたと考えてそのように記憶をしていたとしても不自然とはいえない。」

「いずれにしても、原告病院においては、キルシュナーワイヤーの脳内刺入があったとする被告の指摘が取り上げられることはなかったのであるから、こうした周囲の対応が、被告の疑念を深め、原告病院の医師らが被告の指摘に興味を示さず、取り合わなかったと思ひ込んだとしても不合理とはいえない。」

「したがって、原告Y2が脳内刺入の指摘を受けてもこれを否定して手術を継続したこと、原告病院の医師らも被告の指摘を取り合わなかったことについては、個々の出来事について不正確な部分や記憶違いがあったとしても、その骨子となる主要部分…が真実である以上…本件手術中やその後、また、同月22日のカンファレンスにおいて脳内刺入の指摘をしたと信じたことについて、相当性を肯定することができる。」

「本件患者は、本件手術後に容態が急変したものであり、キルシュナーワイヤーの脳内刺入を強く疑っていた被告が、本件術後CT写真に認められる点状の低吸収域をキルシュナーワイヤーの刺入による病変と考えたとしても、不自然ではない。」

「確かに…放射線科的な見地から、より厳密な検討を加えれば、この低吸収域を脳内刺入の病変に結びつけたことには、被告において、医師としての慎重さを欠いている点があったことは否定できない。しかしながら、本件患者に対する原告Y1の脳外科医の脳挫傷との診断及び原告Y2との協議に基づく遅発性脳障害との診断から、本件患者の容態急変については、何らかの脳に生じた問題が関係していると考えすることは、不合理とはいえない。以上に、脳内刺入の指摘に対し、原告Y2から否定的な対応しか得られず、病理解剖の勧めもHに拒絶された被告の立場を考慮すると、本件術後CT写真の低吸収域と脳内刺入の疑いを結びつけて考えたことには、無理からぬ面があったというべきである。その後の調査、探究を怠った点についても、被告と原告Y1の関係悪化から見て、被告を責められないと考えられる。」

「したがって、被告が、本件術後CT写真に、キルシュナーワイヤーの脳内刺入によると考えられる病変があると信じたことに相当性があるといえる。」

「本件患者の担当医である原告Y2及び被告との間で、本件患者の容態急変の理由や死因について、本件患者の両親であるHらへの説明内容や担当医としての意見について話し合い、本件術中レントゲン写真を示すかについても打合せがされたが、その際に、被告は、本件手術で、キルシュナーワイヤーの脳内刺入があったと強く疑っていたのであるから、脳内刺入を前提としない説明をすることを、脳内刺入の事実を隠ぺいするためのものと受け止めたとしても、不思議ではない。」

「確かに、被告が、Hらに対して、本件術中レントゲン写真を見せず、本件術後CT写真の出血を遅発性脳障害と説明するよう申し合わせたことを、キルシュナーワイヤーの脳内刺入を隠ぺいするためのものと信じたことについては、やや独りよがりな面があることは否定できない。しかしながら…被告は、当時、脳内刺入があり、それにより本件患者の脳内に病変が生じたものと考えており、しかも、被告がそのように考えたことに相当性が認められる上、脳内刺入の指摘に理解を得られず孤立感に近い思いを持っていたと推認される。以上の事情から見て、被告がHらに対する説明等について上記のように信じたとしても無理からぬ面があり、相当性があると評価できる。」

「平成9年12月22日に丙野教授が被告及び原告Y2を誘い、脳内刺入のことを口外しないように言った事実は認められない。しかし一方、本件患者は、本件手術後容態が急変し死亡したこと及び原告Y2にとっても下顎骨骨折の手術後患者が死亡した経験はなかったことからすれば、医療事故の有無にかかわらず、執刀医であった原告Y2が、精神的ショックを受けたことが十分推認されるところである。これに対して、時期や場所は特定できないまでも、丙野教授が、原告Y2及び被告を励ます意味で、成長するためには余計なことは考えたり口に出したりするななどといった趣旨の発言をした可能性が推認できないではなく、これを被告が、口止めの趣旨と受け取った可能性は否定できない。」

「また、本件患者の診療録等に対する証拠保全手続が実施された後に、被告に対して出された丙野教授の手紙には…被告を情報提供者と疑い、本件手術に関してマスメディア等対外的に発言することを自重するように求めている。原告は、丙野教授の手紙の前に、丙野教授との電話のやりとりがあり、本件手術等についての説明ぶりを合わせることを求められたとの陳述及び供述をするが、その後出された丙野教授の手紙の文面を見る限り、類似のやりとりがされた可能性も否定できない。こうしたやりとりがされたからといって、丙野教授が脳内刺入があったことを認めたことにはならないが、脳内刺入があったと信ずる被告から見れば、丙野教授から、本件手術に関する情報について、口止めがされたものと受け止めるのは、自然なことであり、脳内刺入について原告Y1側関係者が否定することも相まって、丙野教授から、脳内刺入について口外しないようにと言われていると信じたとしてもやむを得ないものであると考えられ、相当性を認めることができる。」

「以上によれば、前記摘示事実〔1〕ないし〔5〕について、被告には、真実と信じる
ことについて相当な理由があると認められるから、被告のHに対する発言行為、本件インタビュー番組における発言行為及び記者会見における情報提供行為について、被告には故意又は過失が認められず、名誉・信用毀損による不法行為は成立しないというべきである。
したがって、原告らの本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」

【事件名】

学校法人日本医科大学事件（損害賠償請求控訴事件）・東京高裁平 17.11.9 判決

【掲載文献】

（判例集未登載）

【当事者】

被控訴人（一審原告）：Y1 に在籍していた医師X（通報者）

控訴人（一審被告）：大学病院を経営する学校法人Y1 および同病院に在籍する医師Y2

【事案の概要】

Y1 に在籍していた医師Xが、Y1 に在籍する医師Y2 が手術中に誤ってキルシュナーワイヤーを患者の頭蓋内に刺入したなどという情報を患者の家族に伝え、同内容の情報を報道機関に提供し、新聞・雑誌記事を掲載させテレビ報道をさせたことに対し、Yらがこれにより名誉・信用が毀損されたとして、不法行為に基づく損害賠償の支払を請求した事案。

なお、本判決では、通報内容が真実であると信じる相当性についての判断が地裁判決（裁判例 73：学校法人日本医科大学事件（損害賠償請求事件）・東京地裁平 16.7.26 判決）とは異なり、原判決が変更され、損害賠償請求が認容されている。

【主文趣旨】

病院側の損害賠償請求を認容。

・被控訴人は、控訴人Y1 に対し 330 万円、控訴人Y2 に対し 220 万円及びその利息をそれぞれ支払え。

【判旨】

1. 被控訴人の行為が控訴人らの名誉・信用を毀損したか

「被控訴人は、（A）本件手術において、執刀医である控訴人Y2 が誤ってキルシュナーワイヤーを本件患者の下顎骨を超えて頭蓋内（脳内）にまで刺入させたこと、（B）被控訴人が、脳内に誤って刺入したと指摘しても、控訴人Y2 がこれを否定し手術を継続し、さらに被控訴人が本件術中レントゲン写真を示して脳内刺入を主張しても、控訴人病院の医師らがこれに取り合わなかったこと、（C）本件術後CT写真によれば、脳内にキルシュナーワイヤーが刺入したことによると考えられる病変があったこと、（D）本件患者の死亡後、控訴人Y2 及び被控訴人を含むY1 の医師らがBら本件患者の家族に対しては、本件術中レントゲン写真を見せないまま、本件術後CT写真に見られる出血について遅発性脳障害と説明するよう申し合わせたこと、（E）被控訴人が・・・キルシュナーワイヤーの脳内刺入

のことは口外しないようにと言われたことを、平成12年7月18日以降…新聞社の…記者の同席の下で本件患者の父…に伝え、平成13年2月7日、記者会見で発表し、平成13年2月…テレビ番組に出演して発言したというのである。」

「本件各摘示事実は、控訴人Y2が上記手術ミスを犯し、同控訴人を含むY1の医師らが共謀の上患者の家族に対して上記手術ミスを隠したとするもので、控訴人らの…社会的評価を低下させる内容であり、被控訴人が、本件各摘示事実につき、新聞記者同席の下で患者の家族に知らせ、新聞報道がされ、報道後には、記者会見、テレビ番組への出演をして発言したことにより、控訴人らの社会的評価が著しく低下したと認められる。」

「被控訴人は、また、ミスを犯したとされる手術の第1助手を務めた医師として…本件各摘示事実について話しており、医師である自身のもたらす情報が素人である新聞記者により採り上げられ、記事にされるであろうことも、十分認識し、予想してのことと推認される。殊に、被控訴人は…本件患者の診療録を閲覧することは可能であったにもかかわらず、匿名で手紙を送付した以外にはB…に連絡することなく…新聞社の医療問題担当記者…に連絡し、同記者の同席の下でBに対して本件各摘示事実について告げた経緯をも考慮すると、自らが提供する情報が報道機関によって報道されることを期待し、これを意図していたとも推認しうる。」

「本件各摘示事実は、その内容及び情報提供者である被控訴人の地位に照らし、報道機関によって報道される蓋然性が高く、被控訴人もそれを認識し、期待していたと推認し得ることは前記のとおりであり、本件各摘示事実が報道されたことによる控訴人らの社会的評価の低下との間の相当因果関係を認めることができ、これを否定することはできない。」

「以上によれば、被控訴人が、本件摘示事実を、Bに伝え、記者会見で発表し、さらにはテレビ出演で発言した行為は、いずれも控訴人らの名誉・信用を毀損する行為であったと認めるのが相当である。」

2. 通報内容の真実性

「名誉・信用毀損に当たる事実の摘示は、それが公共の利害に関する事実に係り、その目的がもっぱら公益を図るものである場合、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき又は摘示した者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、不法行為は成立しない。」

(1) 手術ミス（キルシュナーワイヤーの脳内刺入）の発生について

「被控訴人は、本件術中レントゲン写真（側面）につき…乾燥頭蓋骨を用いて…再現撮影実験を行った結果、本件術中レントゲン写真（側面）に写っている状態は、キルシュナーワイヤーが相当程度脳内に刺入されているとしかいえないことが分かると主張する。」

「しかし、被控訴人の上記主張は…人間の頭蓋骨にはかなりの個体差があることから、乾燥頭蓋骨を用いて再現撮影実験を行ったとしても、本件患者につき本件レントゲン写真（側面）が撮られた状況を正確に再現することは極めて困難であることにかんがみ、採用

することができない。」

「また、被控訴人は、本件術中レントゲン写真（側面）によると、キルシュナーワイヤー先端部の約11cmが脳内に残留していると主張する。」

「上記主張は…同写真は画像が不鮮明で…結局、前提を欠くというべきである。」

「レントゲン写真による画像は、X線の入射方向がわずかに変わるだけで、位置的關係が実像と異なって写ることがあり得るのであり、本件術中レントゲン写真は、キルシュナーワイヤーが脳内に刺入されたことを積極的に裏付けるものと評価することができない。」

「被控訴人は、本件術後CT写真…におけるキルシュナーワイヤーの抜去痕と…脳内出血とが直線上にあるとして、出血がキルシュナーワイヤーの脳内刺入によって生じたと主張する。」

「しかし、本件術後CT写真（軟部条件）で認められる出血を示す高吸収域は…被控訴人が…主張するキルシュナーワイヤーの先端よりも高い位置にあり…本件患者は、上記CT写真の撮影の9日前、橋から転落して…衝撃を脳に受け、これが脳出血の原因となった可能性も十分にあることに照らし…本件術後CT写真は…キルシュナーワイヤーの脳内刺入を裏付けるには足りないというべきである。」

「被控訴人は、本件術中レントゲン撮影が撮影された事実が、脳内刺入の有無の確認のためであったとの被控訴人の主張・供述を裏付けると主張する。しかし…ポータブルレントゲンによる写真撮影の主目的は記録を残すためであったとのY2らの説明内容は何ら不自然・不合理ではなく、被控訴人の主張は上記判断を左右しない。」

「本件各摘示事実のうち、(A)ないし(C)(本件手術におけるキルシュナーワイヤーの脳内刺入という手術ミスの発生及びその後適切な措置がとられなかったこと)を真実と認めるには足りないというべきである。」

(2) 手術ミスの隠ぺいについて

「Y1におけるY2…らによる手術ミスの隠ぺい工作について被控訴人が摘示した事実は、本件手術でキルシュナーワイヤーが本件患者の脳内に刺入されたという事実を認めるに足りず、また、Y2その他のY1の医師においても、被控訴人の断片的な指摘を受け、上記事実があったと疑っていたとも認めるに足りない以上、認めることはできない。被控訴人は、本件摘示事実のうちの(D)及び(E)について、虚偽の事実を摘示したと認めざるを得ない。」

3. 通報内容を真実と信ずるについての相当性

「被控訴人が、本件摘示事実を伝えた当時、キルシュナーワイヤーの脳内刺入を真実と信ずるについての根拠となり得る事実としては、本件術中レントゲン写真に写し出されたキルシュナーワイヤーの先端と錐体上縁の位置関係、本件術後CT写真においてキルシュナーワイヤーの刺入したとされる箇所の上辺りの側頭葉に出血痕が認められること…脳神経外科の医師が本件術中レントゲン写真と本件術後CT写真を見て、脳内刺入を肯定す

る意見を述べたことが挙げられる程度である。一般的に、レントゲン写真は・・・撮影条件によっては、実際の位置的關係とは逆に写る場合があり・・・本件レントゲン写真は、錐体上縁とキルシュナーワイヤーの先端との上下関係について、正面像と側面像とでは一見すると異なるかのような像が写っていることに照らしても、正面像及び側面像の2枚のみでは、キルシュナーワイヤーの脳内刺入の有無を判断する資料としては、不十分であるというべきである。本件術後C T写真に認められる出血痕は、その位置に照らしてキルシュナーワイヤーの刺入によって生じたと判断するには疑問があり、被控訴人はその疑問点を合理的な説明により解消できないままであった。・・・被控訴人が・・・脳神経外科の医師からキルシュナーワイヤーの脳内刺入があったと認められる旨の意見を聞いたとしても、そのような根拠を尋ね、判断根拠に誤りがないかを検証した上でなければ、被控訴人の判断の相当性を基礎付ける事情になるとは評価しがたい。」

「被控訴人は、第1助手として、執刀医であったY2の手技を間近で観察し、本件手術中にはキルシュナーワイヤーの脳内刺入を窺わせる事態は何ら生じていないことを認識し・・・さらには、ミニプレート装着後に本件患者の口の開閉を行うことができたという、キルシュナーワイヤーの脳内刺入と矛盾すべき事実を見ており、本件患者の担当医として、キルシュナーワイヤーの脳内刺入の有無及びその影響についてY1内において同僚医師と意見の交換をすることができたにもかかわらず、本件術後C T写真が撮影された時点以降、上記の点についてY1の医師らと意見の交換をして自らの判断の正当性を検証する試みをしていない。これらのことを考え併せると、被控訴人が伝えた本件各摘示事実を報道するか否かについては報道機関の独自の判断が介在していたことを考慮に入れても、被控訴人は、本件名誉毀損行為をした時点（本件各摘示事実をBに伝え、記者会研に臨み、及びテレビに出演した時点）において、本件手術においてキルシュナーワイヤーが脳内に刺入したと信ずるについて相当の理由があったと認めることはできない。」

4. 通報についての判断

「以上判断してきたところによれば、被控訴人は、本件各摘示事実を公表したことにつき、その目的が専ら公益を図ることにあったかどうかを検討するまでもなく、控訴人らに対し、名誉毀損の不法行為責任を免れないというべきである。」

【事件名】

医療法人愛心会事件（損害賠償請求事件）・横浜地裁平 16.8.4 判決

【掲載文献】

判例時報 1875 号 119 頁

【当事者】

原告：医療法人社団 Y

被告：Y に勤務していた医師 X（通報者）

【事案の概要】

Y に勤務する医師であった X が、勤務時間中のアルバイトを指摘されて退職した後、Y の設置運営する A 病院における医療過誤により死亡した元患者の遺族に協力したため解雇された旨を、会報誌への寄稿文、雑誌・テレビの取材を受けることで述べたことに対し、Y がその社会的評価を低下させる表現が含まれており、X は故意に Y の名誉を毀損したものであるとして、X に対し不法行為に基づく損害賠償の支払いを請求した事案。

【主文趣旨】

損害賠償の支払い請求を一部認容

・被告は、原告に対し、440 万円およびその利息を支払え。

【判旨】

1. 通報が名誉毀損にあたるか

（1）会報誌について

「平成一二年一二月二六日付け…（会報誌）掲載文は、原告が名誉毀損にあたると主張する表現を含んでおり、かつ、一般の読者が普通の注意と読み方をもって上記表現に接した場合、原告が医療過誤を起こした上、その事実を隠蔽する方針を採り、この方針に従わず医療過誤の事実を患者の遺族に説明した医師を叱責し、かつ解雇し、当該医師の医療過誤訴訟における証言により医療過誤の事実が明らかになることを嫌って執拗な嫌がらせ行為を行ったとの印象を持つものであって、医療機関である原告にとってその社会的評価を低下させるものであると認められる。」

「また、被告は、…（会報誌）掲載文中で原告の名称は明らかになっておらず原告を特定できないから原告の社会的評価は下落しえないと主張とするが…原告が明らかに特定されているから、この点についての被告の主張も採用できない。」

「よって、…（会報誌）における上記表現は、原告の社会的評価を低下させる名誉毀損

にあたる。」

(2) 週刊誌について

「平成一二年一二月二四日付け…(週刊誌)掲載記事は、原告が名誉毀損にあたると主張する表現を含んでおり、一般読者の普通の注意と読み方を基準として上記表現を解釈した場合、上記表現は、表現中に記載された病院につき、…(会報誌)におけると同様の印象を読者に与え、その社会的評価を低下させるものであると認められる。」

「そして、…(週刊誌)掲載記事には…「近隣の大学病院からも患者が紹介されてくるような、全国的にも心臓外科の最先端に行く病院」との記載が含まれており…不特定多数の読者が上記記載により原告病院を特定可能であったと認められるから、…(週刊誌)の上記表現は、原告に対する名誉毀損にあたると認めるものである。」

(3) ニュース番組について

「平成一三年三月七日放送の…(ニュース番組)放送内容は、原告が名誉毀損にあたると主張する表現を含んでおり、上記表現は、一般視聴者が普通の注意と関心をもって上記放送内容を視聴した場合に、放送中に指摘された病院につき、医療ミスについて遺族に真実を告白した医師をこのことを理由に解雇したとの印象をもつものであり、原告の社会的評価を低下させるものであると認められる。」

「そして、…(ニュース番組)においては、被告の実名及び被告の映像が放映され、上記病院につき、「八年前」「被告が当時いた病院」との情報が提供されており、被告が複数の大学の講師を務め、講演を行うことも多く、新聞・週刊誌等に名前が出ることもあるなど、心臓外科分野において著名な医師であることや、被告が経歴を公表していることから、上記の情報により、不特定多数の視聴者が原告病院を特定可能であると認められ、…(ニュース番組)の上記表現は原告に対する名誉毀損にあたると認めるものである。」

2. 通報内容の真実性

「〔1〕平成五年一二月、被告が戊田の遺族に対してGVHD発症の原因や日本赤十字社や原告病院の責任の所在等について説明した旨乙野院長に報告した際、同院長が、原告病院においては、医療過誤の可能性ある事案に関しては、医師の報告を受け、病院としての対処方針を決定し、上記方針に従って対応することとしているのに、被告の行動は病院としての対処方針が決定されない段階で、遺族に対し責任の所在にも及んだ説明を行った点で原告病院の方針に反するものである点を指摘し、この点につき被告を叱ったこと、〔2〕被告が輸血用血液に放射線照射を行うべき責任は原告病院にはないことを遺族に説明したので訴訟にはならないとの意見を述べたことについては、そのように甘いものではなく、被告の考えは未熟であると述べたこと、〔3〕その後、平成八年三月に至って、戊田の遺族らが原告と日本赤十字社を相手取って訴訟を提起し、その訴状が原告病院に届けられた際に、乙野院長が被告を呼んで、やはり被告が考えたように甘いものではなかったと告げたことは、いずれも事実である。しかし、このような乙野院長の発言は、GVHD発症の原

因を遺族に隠蔽すべきであるとの立場に立って、被告がGVHD発症の原因を遺族に説明したこと自体を叱責したり、未熟な人間であると非難したものでなかったことは明らかである。従って、本件表現中の、「私は甲田市の病院の院長から『どうして事実を家族に話したんだ！おまえはそういうところがまだまだ未熟な人間だ！』と叱られました。」との記載（等）…はいずれも真実ではなく、また、そう信ずるにつき相当の理由も存在しないものである。」

「次に、被告が原告病院を退職するに至った経緯は…被告は原告病院の許可を得ないまま、原告病院の勤務時間中に頻繁に他の医師やその他の手術チームを連れて丁原病院に出かけて手術を行って謝礼をもらっており、このことを知った乙野院長がこのような行為をやめるように強く注意した後も、被告一人で丁原病院に出かけて心臓外科手術を行うことを恒常的に続けたばかりか…ベンツの供与まで受けていたことが発覚したことから…退職を求められ、被告もこれを了解して退職したものである。従って、本件表現中、他の表現とあわせることによって被告がGVHD裁判に関して戊田の遺族に協力したことを原因として原告病院から解雇されたとの印象を与える表現である「私とその甲田市の病院を突然に解雇された」（等）…との…表現は真実であるとは認められず、また、そう信ずるにつき相当の理由も存在しないものである。」

「次に…〔１〕平成九年八月ころ、原告病院への医療機器の納入業者であるゲッツブラザーズが原告病院の知らないうちに、被告との間で報酬九〇万円で心臓外科手術手技のビデオ製作・提供に関する業務委託契約を締結していたことが発覚し、原告病院からこのことを責められたことから心臓血管外科製品の納入を一時自粛していたこと、〔２〕その後、平成一〇年四月ころ、ゲッツブラザーズから被告に対し、上記（１）のエの（ウ）の内容のメールが送信されたことがあったこと、〔３〕被告がGVHD裁判の証人として出廷する前の時期に被告に対して徳洲会の弁護士と名乗る人物から四回ほど電話がかかってきたことがあったことは、上記（１）に見たとおりである。しかし、上記〔１〕の事実は、被告がGVHD裁判の証人として申請されるよりも約一年半も前のことであり、被告が証人として出廷することとなんらの関係のないことはその時期の点に照らしても明らかである。また、上記〔２〕の事実もメール内容に照らしても被告がGVHD裁判の証人として出廷することと何らかの関係があるものとは見られず、他にこの点を認めるべき証拠もない。更に、上記〔３〕の点についても、被告は結局電話には出ていないのであって、上記電話がどのような用件であったかは不明であり、嫌がらせのための電話であったとは決めつけることは到底できないものである。」

「そうすると、本件表現のうち、「出廷する日が近づく」と徳洲会からの執拗な嫌がらせが丁原病院に勤務する私や病院を襲いました。徳洲会弁護士のI氏からは何度も電話がかかってきました。」（（会報誌）、「被告からの数々の圧力」「出廷する日が近づく」と、福山医師の周辺で、医療機器納入業者などが事実無根のイヤガラセ情報を流したり、病院側の代理人が何度も電話をかけてきたりしたそうだ。」（（週刊誌））との表現は真実であると認めら

れず、また、そう信ずるにつき相当の理由も存在しないものである。」

「また、上記各表現が真実であると認められない以上、これらが真実であることを前提とした被告の意見である「またそうすることはむしろ医師社会、特に営利や選挙活動を主体とする病院ではタブーだったのです。」（(会報誌)）との表現は、公正な意見・論評であるとは到底認められない。」

「以上によれば、その余の本件表現の公益性や公益目的等の点について判断するまでもなく、本件表現が違法性を阻却される余地はなく、また、被告に名誉毀損の故意または過失がなかったと認める余地もないものである。」

3. 通報の目的

「認定した各事実¹に照らし、被告が原告を突然に解雇され、かつ、虚偽の事実を流布されたものと認めることはできず、被告が原告により違法に名誉を毀損されたと認めるに足りないから、本件表現が被告の名誉を回復擁護するために必要なものであったとはいえず、これを理由に本件表現につき違法性が阻却されることはない。」

4. 因果関係について

「被告提供にかかる上記情報は、〔1〕被告の個人的経験にかかる事実に関するものであり、被告により提供されなければ報道機関がこれを知り、報道することはなかったと認められること、〔2〕提供された情報は、医師である被告自身が主治医として関わった患者の死亡事故や裁判に関するものであり、その内容にも照らしても、このような情報提供を受けた報道機関にとってこれが虚偽の情報であると疑う余地の乏しいものであった上、情報の性質上、被告からの情報提供を受ける他にこれを裏付ける取材を行うことが困難なものであったこと、〔3〕情報の内容自体、医療事故及びこれに対する医療機関の姿勢についての関心が高まりつつあった社会風潮と合致するものであり、一旦報道機関に提供されれば、報道機関が報道することが強く予測されるものであったことが認められることに照らすと、被告による上記情報提供行為が（週刊誌）及び（ニュース番組）の本件表現部分につながることは通常予想が可能と認められるものである。」

「そうすると、被告による情報提供行為と（週刊誌）及び（ニュース番組）の本件表現部分との間には相当因果関係が存在すると認められる。 」

「なお、この点に関し、被告は、（週刊誌）及び（ニュース番組）における本件表現部分は報道機関の独自の責任において報道されたものであり、被告による情報提供行為との間に相当因果関係は認められないと主張するところ、確かに、雑誌記事及びテレビ番組の編集は報道機関に委ねられているから、報道機関に対し情報提供を行った場合に、編集により取捨選択され、報道されない可能性も一般的には認められるが、本件においては、上記のとおり提供された情報自体がそのまま報道される可能性の高い性質のものであるので、報道機関が介在することにより相当因果関係が否定されることはないものであり、被告の

主張は採用できない。」